

第6回日野町議会定例会会議録

平成28年12月14日(第3日)

開会 9時00分

散会 16時55分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代	図書館長	高浪郁子
住民課参事	山田敏之	学校教育課参事	野瀬薫

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- | | | |
|-------|----|-----|
| 1 番 | 堀江 | 和博君 |
| 8 番 | 蒲生 | 行正君 |
| 1 1 番 | 東 | 正幸君 |
| 6 番 | 中西 | 佳子君 |
| 1 2 番 | 池元 | 法子君 |
| 7 番 | 齋藤 | 光弘君 |
| 2 番 | 後藤 | 勇樹君 |
| 1 3 番 | 對中 | 芳喜君 |

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

その前に、教育委員会参事、そして住民課の方から、課長から昨日の質疑の答弁で一部訂正がございますので、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育委員会参事。

学校教育課参事（野瀬 薫君） 皆様、おはようございます。

昨日、谷議員様からいただきました再問の答弁に説明不足のところがありましたので、訂正をお願いいたします。

日野町通学路交通安全連絡会による合同点検の中で、現在対応中の13カ所の説明の際に、日野町大谷、国道307号の歩道に水路が隣接しており、転落の危険のある場所ですけれども、一部防護柵の設置ができております。その一部以外の場所につきましては、現在も要望しているところです。

以上、説明をつけ加えさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、昨日の蒲生議員より質疑をいただきました福祉医療費助成事業に関しまして、訂正をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

乳幼児に係る自己負担960万円の2分の1相当額480万円が軽減につながる額と申し上げましたが、平成28年度の乳幼児に係る実際の一般財源への影響額は、次のとおりとなります。

乳幼児に係る町単独福祉医療費助成額は、平成27年度実績等で約750万円、県の乳幼児制度の改正は4月実施となり、2月、3月等の診療分は町が支払うこととなり、その額を163万円と見てございます。よって750万円から163万円を差し引きますと586万円、これが平成28年度制度改正による影響額となり、その2分の1相当額293

万5,000円が一般財源の軽減額となりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） それでは一般質問を行います。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、高齢者ドライバーの事故防止対策について質問させていただきます。

皆様よくご存じかと思いますが、最近ニュースなどでも、高齢者のドライバーによる交通事故が後を絶たないという状況でございます。記憶の新しいところでいいますと、10月の末に横浜市で、高齢者の方が運転する軽トラックが小学生の集団登校の列に突っ込んで、1年生の男の子が亡くなりました。11月に入ってから、茨城県や愛知県、千葉県、福岡市で死亡事故が発生いたしまして、滋賀県内の大津でも、70歳代の男性が運転する乗用車で同乗の女性の40代の方が亡くなる事故も発生しております。

恐らく従来からこういった事故はあったのかとは思いますが、昨今の、こういうメディアもより一層クローズアップすることによって、これが本当に、より一層社会問題化してきているという状況であるかと思っております。

いくつか統計的なものを調べますと、65歳以上の方の死亡事故の割合、全体の約3割ぐらいということでありまして、どうしても若い20代、免許取りたての方の死亡事故が多いのが一番ではあるらしいんですけども、やはり高齢化に伴って、その割合というものがどんどん増えてきているというのが、今の現状であるということでございます。

いずれもこの事故を起こされた方、若い人もどの方もそうだと思うんですけども、前科とか、そういう車の事故も過去にはなくて、いわゆる普通のおじいちゃん、おばあちゃんが、ある日突然そういった事故を起こしてしまうというのが、ほとんどそういう例ではないかなと思っております。

こうした状況を踏まえまして、高齢ドライバーによる事故を防ごうと、国や自治体、メディアが免許自主返納を進めていこうと、そういった報道も一部されているかと思っております。また、これは実際の話であります、来年3月に施行されます改正道路交通法では、75歳以上の方の免許更新時に認知症検査体制というものが、来年3月から強化をされます。こういった事故を受けて、11月中旬から政府の方でも、その改正道路交通法のしっかりと万全を期すという部分と、一層の事故防止対策をやっていこうという、そういった話も出ております。

そこで、2点お伺いをさせていただきます。

1点目ですが、県内ならびに日野町における高齢ドライバーの人数や割合、事故

件数等についてお教え下さい。

2点目、日野町における高齢ドライバーの事故防止の取り組み状況について、お教え下さい。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

ただいま堀江議員から、高齢ドライバーの事故防止対策についてご質問をいただきました。

まず、県内における状況でございますが、平成27年に、65歳以上の高齢者が自動車運転免許証を取得されている人数は19万8,486人で、県民の65歳以上の人口の58.7パーセントに当たります。うち、日野町にお住まいの方は3,891人で、町内で65歳以上の人の割合は、63.8パーセントの方が運転免許証を持っておられるということであり、また、高齢者ドライバーによる事故は、昨年県内で902件、日野町では13件発生しておるところでございます。

次に、高齢者ドライバーの事故防止の取り組み状況でございますが、公民館単位の7地区から65歳以上の方々にシルバーキャラバン隊を編成いただき、街頭啓発指導を行っていただいているほか、シルバー無事故運動の取り組みや高齢者の交通安全指導員養成講座への参加、また、交通安全協会や東近江警察署などとも連携し、ジュニアポリスによる高齢者宅を訪問するなどして、交通事故の加害者や被害者にならないように、交通安全の意識高揚を図る呼びかけを行っていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 再質問でございますが、ただいま県内と日野町でこういう事故、これだけ発生しているというご説明をいただきまして、町内では13件、昨年あったということですが、1点目の質問でございますが、それらの13件の事故がどういった、どの程度の事故であったのか、その詳細について分かる範囲で結構でございますので、1点目、再質問をさせていただきます。

そして、2点目の方ですけれども、事故防止の取り組みということにつきまして、これ自体、都市部は置いて、我々の住むこういう地方において、高齢の方も含めまして、車というものがほとんど全て、それが交通手段になっているのかなと思います。ですので、一概によく言われるのが、一定の年齢を過ぎたら免許を取り上げるみたいな、そういう極端な主張も一部ありますけれども、それは人によってやはり状況も違うことですし、なかなかそんなことはできない。そういった中で、現実的などころでできるのは啓発活動ということで、今ご説明いただいたとおりに各地区で啓発活動して下さっているかと思います。

そこで追加の質問でございますが、先ほども冒頭申し上げましたとおりに、運転免許の自主返納というものを、いかに促していくかというところが1つのポイントであろうかなとは思っております。その自主返納を促す働きかけについて、この日野町での取り組み等について、2点目に、より詳しく教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） おはようございます。

ただいま堀江議員の方から、高齢者ドライバーの事故防止に関連いたしまして再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、町内で発生いたしました事故の概要でございます。どんな事故が起こったのかというようなことでございますが、特徴といたしましては、発生場所を見ておりますと、やはり307号、そして477号以外では、高齢者の方々の利用が多い各商店、あるいは金融機関、病院など生活に必要な施設が多くございます、この役場周辺の地域でその事故が発生をしております、交差点での出会い頭の事故、もしくは前方不注意による直進の事故というようなことございまして、事故の特徴といたしましては、昼間の時間帯に自宅の通りなれた道路で事故が発生しているといったようなことが出ております。

また、自主返納の関係でございますが、どういった取り組みをするのかということでございますけれども、自主返納につきましては、現在、県警の方でその取り組みをいただいております。現在、日野町独自での取り組みというのは、なかなかできていない状況でございますけれども、そういった県警での取り組みなどに協賛いただける、そういった事業所を町内からも呼びかけさせていただきまして、そういった中で自主返納をしていただけるように、ご協力いただけるお店なり協賛店を町内でもお願いをしていきたい、こんな風に考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 1点目の、ふだん通りなれたところでの、どうしても事故が多いというお話であったかと思えます。そちらの方は質問ではないんですけども、いろいろ事故を調べますと、地域の小さな子どもを当ててしまったりとか、また、本当に痛ましいものは自分の孫を引いてしまって死なせるという事故もあつたりとかして、本当に事故の、高齢者には限らずですけども、本当に悲惨なものであろうなというふうに感じております。

そういった中で、2点目に質問させていただきました自主返納ということに関しましてご答弁いただきましたのは、滋賀県は県警が主体的にやっておられるということで、日野町での取り組みはないということでのご答弁でございました。

で、いくつか調べさせていただきますと、まず県、県警の方では、自主返納をさ

れた方に対してタクシーやバスなどの割引、飲食店のサービスなどの制度を実施されておられます。それは県全体に関してということであります。では、各自治体がどういった特別の取り組みをしているかということをお調べすると、そういう取り組みをしているのは湖南市、甲賀市、長浜市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、犬上郡の3町、愛荘町でも実施をされておられます。近くの東近江市を例えば例に出させていただきますと、住民登録をされている自主返納高齢者に対して、東近江市コミュニティバス一般回数券5,000円分、もしくは近江鉄道定期バス、湖国バスとか近江鉄道バスと言われるものですが、の普通回数券5,000円分を1回だけということになりますけれども、無料交付をされておられます。

導入することによって、それで全て解決するわけではもちろんないんですけども、少しでも自主返納に対する動機づけとしては、非常にありではないかなというふうに思いますので、こちらの導入の検討について、日野町においても必要であろうというふうに思うんですけども、再々質問でございますが、その点についての見解をお教えいただければと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） お答えさせていただきます。

今の自主返納の制度の取り組みでございますけれども、議員おっしゃいますように運転免許証の返納に対する支援制度でございます。近年、高齢化の進行によりまして、高齢者の方々が関与する事故が大変多くなってきておりまして、少しでも高齢者の事故を減らす目的といたしまして、高齢者の自主的な運転免許の返納も当然推進されているところでございます。

本町では、運転免許証の返納を対象とした制度ではございませんけれども、70歳以上の方々には町営バスの無料乗車券を発行させていただいております。また、バスが乗り入れていない地域の中では、最寄りのバス停までデマンドタクシーの運行もさせていただいているところでございます。近隣の市町のところで取り組みをさせていただいている内容は、大部分がコミュニティバス等の回数券、無料バスの回数券等を出しているといったようなところの取り組みが多いようでございます。

県警の方では、いろんな割引の制度で、お買い物の支援サービスでありますとか、そういったものの特典を付与されているところがございまして、市町の中では、まだまだそういった部分に踏み込んで取り組みをするというよりも、コミュニティバスなり乗り合いタクシーの助成をするといったような形の中での支援をしているところが現状でございますので、私どもの町といたしましては、現在そういった部分の中では、町営バス、そしてまたデマンドタクシー、そういった部分の中での取り組みを進めさせていただいております。今後そういったことについても研究をさせていただきたい、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） 最後、要望ということで、ただいま70歳以上のバスとデマンドタクシーありますよということであったかと思いますが、質問はできないのであれなんですけれども、それがあつたこと自体はそれで、もちろんすばらしいことだとは思ふんですけれども、それ自体が自主返納に対しての動機づけになっているかというところも非常に重要であろうと思ふので、今後この70歳以上の無料ということを広報される際にも、自主返納の1つの働きかけとして広報していただくなりということが必要ではないかなと思ふので、チラシ等広報をされる際に、口頭であつたりとか、また記載文にも工夫をしていただければというふうに思ふます。本当に、これからいわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者になられていくわけであつて、これから増えることは間違いないと、どうしても統計上も増えることは明確でございます。悲惨な事故を1つでも防ぐために、そういったできる限りの対策をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、大きく2点目の質問に移らせていただきます。

2点目に、自転車の安全利用と観光振興について質問させていただきます。本年2月に施行されました、滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、10月1日より自転車利用者に対して自転車損害賠償保険の加入の義務化がスタートいたしました。仕事で使う自転車は企業に保険への加入を求め、販売業者は購入者に保険加入の有無を確認し、未加入の場合は加入を促すことが求められておりますが、罰則の規定などは盛り込まれておりません。

県は、自転車利用者が加害者となつた交通事故で、高額賠償を請求されるケースが全国的に増えていることから義務化を決めたとのことでありまふ。また、当条例には、自転車による観光利用の推進についても触れられており、いわゆるピワイチと呼ばれる琵琶湖一周サイクリングの取り組み等も、最近では盛んにおこなわれております。

そこでお伺ひをさせていただきます。4つございます。

1点目でございますが、日野町における当条例に関する取り組み全般について、まずお教え下さい。

2点目、地域、特に高齢者における自転車交通安全教育の状況についてお教え下さい。

3番目、学校における自転車交通安全教育の状況についてお教え下さい。

最後でございますが、自転車、サイクリングの観光利用の可能性についてお教え下さい。

お願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 自転車の安全利用と観光振興について、ご質問をいただきました。

まず、日野町における自転車保険義務化に関する取り組みとしましては、町広報やホームページへの掲載、区長発送により自転車利用者には賠償責任保険への加入が義務となったことのお知らせとあわせ、加入保険の紹介などもあわせた案内を組回覧でお願いしております。また、秋の氏郷まつり楽市楽座では、ジュニアポリスの啓発活動でチラシの配布なども行い、義務化の周知を行ったところでございます。

次に、地域における自転車交通安全教育の状況でございますが、老人クラブ連合会にご協力をいただき、高齢者が高齢者自身を守り、交通安全意識を高め、安全運転を実践し交通安全に心がけていただくための、高齢者交通安全教室を実施しております。

次に、自転車の観光利用の可能性ですが、県の条例第19条には、自転車を利用して琵琶湖を一周する新たな旅行分野の開拓等により観光振興を図るとされており、周辺観光地を一体的に来訪するビワイチの取り組みが行われております。日野町は山間部に位置し、琵琶湖から離れており、自転車を利用したビワイチのルートにはなっていませんが、本年度中に山間部にも範囲を拡大しようとされております。新たな観光の取り組みとして、観光誘客、情報発信に努めていきたいと考えております。

このほか、近江鉄道では自転車を車両に乗せ移動できるよう利便性の確保に努められております。また、日野駅前や日野観光協会ではレンタサイクル事業にも取り組み、自転車の活用による観光にも取り組んでいただいているところでございます。

学校における自転車交通安全教育の状況については、教育長から答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 皆様、おはようございます。

ただいま堀江議員から、学校における自転車交通安全教育に関するご質問をいただきました。

日野町内の各小中学校におきましては、安全教育全体計画ならびに安全教育年間計画に基づきまして、多くは年度当初の4月から6月にかけて交通安全教室を実施しております。

小学校におきましては、運動場に信号機などを設置いたしまして模擬道路をつくらしたりしまして、また、安全に配慮しながら学校周辺の実際の道路にコースを設けたりするなどして、自転車の安全な乗り方や正しい乗車の姿勢、踏切の正しい渡り方などの指導を行っているところでございます。また、警察の方から、安全な自転車の乗り方について直接お話をお聞きする機会を設けている学校もあります。また、

学校によっては、自転車シミュレーターを活用しての安全な乗り方の学習を行ったり、パンフレットやチラシを用いて自転車保険制度について学ぶ機会を設けたり、実際に安全教室の日に自転車点検を行ったりしているところもございます。

また、中学校におきましては、新入生を迎えた4月の中旬に生徒字別集会を開きまして、各自の通学路と危険箇所を確認することとあわせて、自転車に乗るときの基本ルールを定めた「自転車安全利用五則」などの指導を行っているところでございます。

今後も、学年の発達段階に応じたDVDなども活用しながら、児童生徒の安全に関する意識の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） こちらの自転車条例におきましては、非常に今、滋賀県さんが押しているなという、そもそもは議員提案から始まったという話でございまして、議員の先生方も非常に熱心にやっておられるなど。で、兵庫県が最初にスタートして、大阪、滋賀と、確か全国で3県目ですかね、というような話を伺っておりまして、結構うまいことしているみたいで、その保険関係の入会も今県議会での質問でもあったようでして、目標が当初、新しく保険制度を立ち上げたその保険が5,000件ぐらいが目標だったんですけれども、今もう8,000から9,000ぐらい集まっているということで、非常にいい形で進んでいるみたいです。

ちょっとそこで再質問でございまして、まず1点目、町としては広報やホームページ、各所で周知を行っているということですが、町民の方から直接役場の方に、この件について問い合わせなどがあったのでしょうか。また、どこまで分かるか分からないですけれども、日野町の方の新しい保険、いろいろあるので難しいところでもありますけれども、自転車保険への入会の件数等がもし分かりましたら、まず1点目にお教えいただければと思います。

そして、2点目ではありますが、この条例を拝見いたしますと、乗車用ヘルメットの着用を勧めているということでもあります。本来は県議会の議論の中でヘルメットも義務化するかみたいな、そういう話もあったんですけれども、実際のところ、そこまでは難しいであろうということで、推奨するとか勧めると、促すという程度で、ヘルメットはそういう位置づけであるとのことではありますが、このヘルメットをかぶってもらうということに関しての働きかけ等について行っておられるのかというのを、2点目にお伺いをさせていただきたいと思います。

そして、3点目、今回特に、私もすごくこの点は大事だなと思うのが、観光利用ということでもあります。皆さん、ビワイチって琵琶湖一周ということでもありますけれども、琵琶湖沿岸部のところでは結構盛んに今されておられます。自転車専用道路もしっかり計画に入れて、今整備に取りかかっておられるようではありますが、ご

答弁でもございました、山間部の滋賀県の甲賀市であったりとか日野町とか、こちら側の山側の市町村でも、そういったことをしようという話を伺っておりますが、この新たな観光の取り組みについて、具体的にどのような形で観光誘客を行ったり情報発信を行っていかれるおつもりなのか、3点目にその点についてお伺いをさせていただきます。

そして、4点目、こちらは学校教育ということですが、各種教育を行っていただいているわけですが、学校の方で自転車保険に学生、生徒の子たちが入っているのかということまで確認をされておられるのか、その点について4点目にお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） お答えをさせていただきます。

自転車の保険の関係でございますけれども、保険の加入が10月から義務化になりました関係で、滋賀県では自転車保険の加入が義務づけられたということの周知・啓発はさせていただいております。窓口の方にもお問い合わせは当然ございまして、滋賀のけんみん保険なり、保険の加入の方法をご説明申し上げまして、お入りいただくようにお勧めをしているところでございます。

ご質問いただきましたように、保険の加入者についてでございますけれども、これは、さまざまな保険がございますので、なかなか把握が難しいわけでございますが、例えば先ほどお話がございましたように、誰でも入れる安価な保険をといううたい文句で、滋賀県の交通安全協会が窓口になっております滋賀のけんみん自転車保険が創設されまして、これは6月から、ご承知のように加入募集を行っております、11月末現在での集計ということで、県全体で8,627の方がお入りをいただいたというようなことが報道もされてございました。

日野町での件数でございますが、日野町では、この滋賀のけんみん自転車保険につきましては55の方がお入りをいただいております。ただ、その他の火災保険でございますとか、自転車保険などの特約として契約する機会が多い個人賠償保険でございますとか、あるいは自転車店で取り扱われております保険付きのT Sマークでの補償などがございますので、それらの保険で町民の方々がどの程度加入されているかという、町民全体の加入率というのは不明でございます。

今後も皆さん方が、自らが保険の内容を見直していただきまして、自転車の事故がカバーできているかどうかの確認をお願いしたいという、今後もさらなる啓発は必要であるというふうに考えております。現在、町の2月号の広報でも啓発記事を掲載するというところで準備を進めているところでございます。

また、ヘルメットの関係でございますけれども、これは自転車条例の10条の中で、家庭および地域における自転車安全教育等というところで、乗用のヘルメットを着

用し、その他の交通安全対策についても助言するようというようなことが規定をされてございます。ただ、私どもの場合、日野町の場合は中学校が自転車通学をいたしておりますが、無料で全ての生徒さん方にヘルメットを交付させていただいておりますので、その辺につきましては施策も行っておるところでございますが、啓発につきましては、広報等で今後も啓発をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） おはようございます。

自転車の観光への利用ということで、どのような取り組みを思っておるのかということで、ご質問いただきました。

町におきましては、平成17年度に町内の「自転車サイクリングマップ」というのを整備しまして、そのマップに基づいて、曲がり角、曲がり角とかに案内看板を設置の方をさせていただいております、そのような形で日野駅へおり立っていただいて、バスがなかったら自転車借りていただいて、ゆっくりと町なかを散策していただきたいなというふうなことで、駅前でも自転車のレンタサイクル事業もやっていただいておりますし、観光協会までお越しいただいたら、観光協会でもレンタサイクルということで自転車に乗っていただけるということにしていますので、ご利用の方はそんなに多くはないんですけども、これから、先ほど答弁でもありましたようにビワイチという形で、琵琶湖の周辺だけを今までは回っていたということなんですけども、今後はこちらの方についても回っていただけるというか、地図とかそういうものに載せていただくなりしてPRというか、こちらの方もこういういいところがあるんだよというふうなことで、PRしていきたいなというふうに思ってますし、今、草津線の利用促進ということでいろいろな取り組みをしている中で、駅から交通手段として自転車が最適だというふうなことで、今年度、町でも自転車、こぐだけの自転車はたくさんあるんですけども、やっぱり日野町は山間部とか多いので、できたら電動アシストを何台か購入させていただいて、利用の促進に努めていきたいなというふうに思っています。

あわせて、地域おこし協力隊の方でも、町なか、周辺部も含めていろいろな名勝、史跡やらも含めて自転車で回ってもらってるという、今やってもうてます。その中で、こういうコース、ここやったら自転車で行けるよというふうなコースを提案していただいて、それについてもまたPRしていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（野瀬 薫君） 堀江議員から、自転車保険の加入状況ならびにヘルメットの着用の啓発についての再質問をいただきました。

日野町教育委員会といたしましては、平成28年6月21日付で事務連絡により、日

野町小中学校長宛「交通安全と自転車の乗り方指導および自転車賠償保険加入の啓発、情報提供について」という依頼文を發出し、まずは保護者ならびに児童生徒への啓発に努めております。

自転車賠償保険につきましては、自動車保険共済に加入するほか、自動車の任意保険、火災保険、傷害保険に個人賠償責任特約をつけたり、また、TSマークの付帯保険に加入したり、さまざまな方法があります。実態として、自分がその保険に加入できているのか、はっきりと分かっていないというところもあるかと存じます。そこで、自転車保険に関する啓発資料「ご存じですか。我が家の自転車保険」等の資料を配布いたしまして、このフローチャートに合わせて加入状況の確認ができるように努めております。

まずは、さらなる啓発に努めますとともに、今後は他市の動向を踏まえまして、加入状況を調査したり、保護者から申請をいただいたりするなどして、研究を深めてまいりたいというように考えております。

また、ヘルメットの着用状況についてですが、先ほど教育長が答弁いたしましたように、交通安全実施計画をしております。その中で、例えば西大路小学校ですと、ヘルメットを持っている児童は持ってきて、努力義務化されているので購入を勧めるというふうな文言で指導されておりますし、南比都佐小学校におきましても、ヘルメットのある児童は持参すること、そして、予備として桜谷小学校から借用したりしながら、ヘルメットの着用について指導するというふうなことを努めております。また、中学校におきましても、先ほどありました自転車五則で、子どもはヘルメットを着用するというように述べられておりますので、ヘルメットの着用を勧めているところです。

以上、簡単ですがご説明にかえさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） ご説明ありがとうございます。

そこで、2点ほど大きく再質問をさせていただきたいと思いますが、各縷々ご説明をいただきまして、その中でも、今回の条例いくつか触れられておりまして、地域でのそういう交通安全教育と、そして、今おっしゃっていただきました学校での交通安全教育、そして、販売業者のそういう徹底ということと、あと1つ、事業所での交通安全教育というものもしっかりして下さいねということをやられております。

再々質問の1点目は、日野町内の事業所の安全教育への取り組みについて、県の取り組みでありますけれども、日野町としてそういったものを徹底、今広報されていたりとか、今後そういう働きかけ等について、まず1点目にお教えをいただきたいと思っております。

そして、2点目、観光について課長からご説明をいただきまして、さまざまな自転車は観光の可能性がこれまでもあったと思いますし、これからも県が結構本腰入れてやっていきたいということで、チャンスであるかと思います。

そういった中で、ちょっと変わってしまうんですけれども、先日の決算委員会のときでもちょっと僕は触れたんですけれども、国体でレスリングが日野町はだめになったということで、自転車が、山本課長やと思うんですけど、自転車なんかどうですかみたいなことを言われてますというのを、過去におっしゃっていただいたと思うんです。

そういった自転車、ロードレース中心になってくるのかなと思うんですけれども、そういったものを、今後2024年のびわこ国体の種目として日野町の開催の可能性といますか、先輩方ご存じかもしれないですけど、前回のびわこ国体、自転車は八日市の方でされたんですかね。その八日市の方に聞きますと、何か大変やったと。結構大変みたいで、やるどころも少ないんですかね。細かい事情は僕は知らないんですけれども、やはり道路の規制とかもしなあかんので、多分ほんまに大変ではあるらしいんですけれども、ただ、こういう昨今の自転車というものに対する県民の意識とか、これからの観光利用とか、また、健康づくりという観点からも、自転車というのはすごくいいツールになると思うんです。

そういったことも踏まえて、例えば国体なんかを、日野町で自転車というものを1つの目玉とすると、非常にいいPRの1つの材料になるのかなとも思ったりもするんですが、こちらの部分に関して、2点目に国体の自転車ということに関して、見解をお教えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） 堀江議員の方から、事業所での交通安全の取り組みについてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

自転車の多くは、赤信号の無視でございますとか、一時の不停止といったような自転車の重大な違反が主な違反が多いということで言われておりまして、自転車は交通上車両で、自動車と同じように扱われ、違反の処罰になるということの認識が自転車の場合は乏しいようでございますが、事業所の場合の中では、企業協議会等をお願いしておりますのは、現在、外国人の方々が自転車で通勤をされている方も大変多うございまして、そういった方々に交通ルールのマナー、自転車マナーを周知をする、指導をするといった意味で、現在、県の自転車利用指導員という方がおられまして、その方々が、出前講座の形で自転車安全教室の実施やそういったものをしていただいておりますので、自転車シミュレーターといいまして、実際にシミュレーターを使った体験型の自転車安全講習などを行うというようなことができるようになってございます。そういった取り組みをしていただくようにということで、

企業の方にもお声がけをさせていただいているといったようなところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 堀江議員さんの方から、国体の自転車への開催競技への取り組みということでご質問をいただきました。

現在、自転車の競技につきましては、まだどこでということは決まっておりませんし、自転車競技団体の方で日野町も1つの候補地に入っているという状況の中でしか動いておりません。という中では、まだなかなか自転車を取り上げて何かをしていくというような状況には至っておりません。

前回、昭和56年のびわこ国体の際には、今の東近江市、八日市を中心として蒲生町、日野町、永源寺町、そして愛東町を含めたコースで開催が行われました。そういったことで1市だけではなしに、ほかの町も取り込んでの国体という開催でしたので、非常に調整が難しくなったということで大変だったというようなことをお聞きはしております。

ただ、最近の自転車競技のロードレースを見てみますと、どことも1つの町、1つの市でやっておられます。大体20キロ程度のコースをつくりまして、そのコースを5周、6周といったところで回るというようなことをされておられますので、以前に比べて、その町だけでできるという分につきましては大分楽な国体の開催かなというふうには考えてございます。

開催の可能性につきましては、今後県の方で、いろいろ競技団体と調整をされる中で決まっていく状況になろうかなというふうには思いますが、この12月の下旬にも、また国体開催の会議等がありますので、そういったところで少し最近の状況というのが分かってくるのかなというふうには思っております。

どちらにいたしましても、自転車という競技につきましては有酸素運動の最適なスポーツですし、ストレス解消にももってこいのスポーツだというふうには考えてございます。そういったところで、国体という競技が1つ決まりましたら、そういった部分で大いにその競技を活用してスポーツ振興にはつなげていきたいなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） もう質問はできませんので、最後要望ということで、自転車は非常に身近な乗り物でありますけれども、先ほどご答弁であったかと思いますが、いわゆる車両であって、それ、ひかれると、人が場合によっては死んでしまうぐらいのものであることも事実であります。引き続き交通安全の観点から、そして、最後ございました観光振興の観点からも、今後、自転車の扱い方ってすごく大事になってくるかなと思います。この自転車を取り巻く各種施策をさらに調査研究をしていただきまして、積極的な活用、利用等を努めていただければと思いますので、よ

ろしく願います。

以上、私からの質問を終えさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。それでは一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、まずもって去る10月27日に御年100歳にてご逝去なされました三笠宮崇仁殿下に、謹んで心から哀悼の意を表します。三笠宮様は平和の大切さを訴え続けられた皇族でございます。昭和56年10月のびわこ国体の際に日野町にご来町され、大谷公園体育館の相撲競技会場で会場にご臨席をいただきました。私はこの国体で日野町の特別接待班長の任についており、班員の当時囑託職員でございました大堀 茂さんと2人で、三笠宮様のご来町時の係を受け持たせていただきました。町長室というこの特別室にあります机と椅子は三笠宮様のご来町時に特別に購入し、大谷公園体育館で宮様のご使用なされた机と椅子であります。私にとりましては、じかにお出会いさせていただきました唯一の殿下であられ、悲しみの念にたえないところでございます。

次に、秋の全国交通安全運動期間に街頭啓発の立ち番をされておられた西大路2区の方より、涼橋神社入り口西側の旧山中正吉さん所有地購入者の土地管理がずさんで、雑草が繁茂し、町道大窪音羽線の中でも近辺で最も狭隘な道路のところに雑草が出ており、車の対向時に雑草が障害物となっているので除去するよう役場に申し入れて下さいと頼まれました。建設計画課の松尾参事と住民課の山田参事に伝えましたところ、その日のうちに建設計画課の職員が自分たちで、道路部分に出ている雑草の除去を行っていただきました。迅速なる対応を大いに評価させていただくものであります。また、山田参事よりの土地所有者への重ねての催告により、その後、土地所有者により雑草の除去が行われました。

10月14日に西大路公民館において開催いたしました議会報告会の席で、平子の方より、9月議会のこの席で私が申し上げました平子地先の水田横の平子川の堤防陥没箇所への修繕工事を、日を置かずに対応いただいたことに対しまして、建設計画課へのお礼の言葉がありました。

千葉県松戸市役所の総合政策部に、「すぐやる課」という課があります。このすぐやる課は、昭和44年10月6日に発足以来、すぐやらなければならないものへ、すぐやり得るものはすぐにやりますという課として、全国にその名をはせました。建設計画課の素早い対応は、まさに、すぐやる課そのものであります。今後も、この姿勢であっていただきたいと念じますとともに、この姿勢を広く全ての町職員が見習って下さることを強く望むところであります。

次に、前9月議会の一般質問においては、蒲生の一般質問は西大路地区のことば

かり取り上げている。地元を大切にするのもよいが、そればかりではな、とのご忠告を受けまして、西大路地区に関する質問を行いませんでした。すると今度は、西大路地区にお住まいの方より、西大路地区に関する問題の質問を行われない蒲生議員の一般質問は蒲生議員らしくない、とのご忠告を賜りました。そこで今回は、日野町全体に関するのと、西大路地区に関することの2点の一般質問を行うこととさせていただきます。

今回も前置きが少し長くなってしまいました。前置きはこの辺までといたしまして、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

それでは、まず第1問目の質問、福祉医療費助成についてお伺いをいたします。この質問につきましては、一昨年、平成26年12月議会におきましても、昨年の平成27年12月議会におきましても、子育て支援の環境整備の面から取り上げてお伺いをいたしております。

これまで、池元法子議員も毎年度必ず取り上げてきておられました。10月1日より中学校卒業まで助成範囲が拡大され、選挙公約が実現されましたことから、今年度の一般質問ではまだ取り上げてきておられません。さすがに昨日の質疑では質問をなされておりますが、しかし私は、私の選挙公約が高校卒業までの無料化であり、このため3年続けての質問となりますが、選挙公約の実現に向けてお伺いをいたします。

去る11月9日に、東京都渋谷区のNHKホールで開催されました第60回町村議会議長全国大会で、国への要望事項の1つとして、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること、このことを、また、中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること、この決議を行いました。大会終了後、全国町村議会議長会の役員、当町の杉浦議長を含む全国の役員の皆さん、正副会長、理事の皆さんが関係大臣に要望活動が行われました。

蒲生郡町村議会議長会では、当11月9日には、首相官邸からの帰り途中の杉浦議長の合流を得て、大岡敏孝衆議院議員とともに山本幸三地方創生担当大臣に、翌10日には武村展英内閣府大臣政務官を介して、前地方創生担当大臣石破茂衆議院議員に、また、上野賢一郎衆議院議員や大岡敏孝衆議院議員、二之湯武史参議院議員、小鐘隆史参議院議員、有村治子参議院議員に、11日には武村展英内閣府大臣政務官に要望活動、要望書の提出を行いました。

要望活動の第一は、地方創生推進交付金の拡充についてであり、その中で、国の第2次補正予算で計上された地方創生拠点整備交付金に対しまして、杉浦議長より、日野町への観光客を町なかへ誘導するための施設の整備と、町道西大路鎌掛線道路改良に伴う道路拡幅に合わせて西大路公民館を改修する施設整備について交付金を

いただけるよう、山本幸三地方創生担当大臣や前地方創生担当大臣石破 茂衆議院議員等に強く要望をいただきました。私の地元、西大路地区に関する要望でもあり、心強く感じたところであります。

要望活動の第二は、子どもの医療費についてであり、現在、全ての自治体において子どもの医療費助成が行われているが、年齢、所得制限などの助成内容はまちまちである。少子化対策は我が国の国家的課題であることに鑑み、国の責任において安心して子どもを産み育てるために、速やかに子どもの医療費助成制度の創設と、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止することをお願いしたいと記した要望書を提出し、蒲生郡町村議会議長会におきましてもお願いをいたしてまいりました。

さて、国民皆保険制度のもと、子どもの医療費の窓口負担につきましては、国への要望活動の中でも申し上げましたとおり、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、全国全ての地方自治体が、少子化対策の一環として地方単独事業により減免措置を講じています。そして、近年、対象年齢を拡大する、一部負担金を廃止する動きが年々広がってきています。

日野町では一昨年、平成26年3月議会において、子育て環境に対する支援の一環として、小学1年生から3年生の通院時の医療費助成を10月1日より新たに実施する日野町福祉医療費助成条例の一部改正と、改正後の医療費助成を含めた新年度の町単独福祉医療費助成事業の予算を議決いたしました。昨年、平成27年3月議会におきましても、引き続き子育て環境に対する支援の一環として、小学4年生から6年生の通院時の医療費助成を10月1日より新たに拡大する日野町福祉医療費助成条例の一部改正と、改正後の医療費助成を含めた新年度の町単独福祉医療費助成事業の予算を議決いたしました。さらに本年、平成28年3月議会においても、引き続き子育て家庭に対する支援の一環として、中学1年生から3年生の通院時の医療費助成を10月1日より新たに拡大する日野町福祉医療費助成条例の一部改正と、改正後の医療費助成を含めた新年度平成28年度の町単独福祉医療費助成事業の予算を議決いたしました。

このように、日野町の福祉医療費助成事業も、年々少しずつ対象年齢の拡大がなされており、住民から喜ばれてもおります。滋賀県においては県単独福祉医療費助成事業を改正し、4月1日より1診療報酬明細書当たり500円の一部負担を廃止されました。

6月21日発行の藤沢なおひろさんを励ます会・あたたか日野町みんなの会ニュース、藤澤町長の4期目選挙公約の中で、子どもの医療費助成を充実しますと掲げられてあります。藤澤町長は去る9月2日、9月議会の開会挨拶、4期目に臨んでの所信表明の中でも、子どもの医療費助成の充実などに取り組んでまいりますと述べ

られました。

そこでお伺いをいたします。

第1点目として、まず、町長の4期目に臨んでの所信表明の子ども医療費助成の充実とは、対象年齢の拡大、一部負担金の廃止であると私は考えますが、具体的な思いをお伺いいたします。

第2点目、平成26年12月の私の福祉医療費助成についての一般質問の中、一部負担金の廃止について、この質問に対しましての町長答弁は、県の制度では1レセプト当たり500円を徴収する。同様の制度とさせていただいたもの。まずは年齢幅を拡大ということでありました。そこで、前提条件でありました県の一部負担金が廃止されましたので、町の一部負担金を廃止されてしかるべきと考えますが、どうなされるのか、お伺いをいたします。

第3点目、平成27年4月1日現在、全国1,741市区町村のうち、22歳年度末までの市区町村を含めまして18歳年度末まで、1年前の平成26年4月1日現在より、通院時の医療費助成を68市区町村増の15.5パーセントに当たる270の市区町村が、入院時の医療費助成を71市区町村増の16.5パーセントに当たる287の市区町村が実施されております。このように、実施市区町村が1年で、通院時の医療費助成では3.9パーセント、入院時の医療費助成では4.1パーセントも増えてきております。滋賀県内においても、ご存じのように既に豊郷町が実施をされています。なぜ日野町で実施できないのでしょうか。お伺いをいたします。

以上3点について、再質問や再々質問をする必要のない、誰もが納得できる分かりやすい答弁をしていただきますよう求めまして、第1問目の質問といたします。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行生君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 福祉医療の助成について、蒲生議員からご質問をいただきました。

今もお話ありましたように、この福祉医療の改善、充実については、蒲生議員から何度もご質問をいただいておりますし、今もお話ありました池元議員からも何遍もご質問をいただき、そうした中で議会の皆様のご協力も得て、一步一步この福祉医療制度が前進をさせることができてきたこと、このことについては大変ありがたいことであると、このように思っております。

あわせて今も全国町村議長会で要望活動をしたと、こういうことでございますが、大変これもありがたいことだと、このように思っております。私ども全国町村長会、さらには、町村長会は11月16日にあったわけでございますが、翌17日には全国国民健康保険の体制強化の大会も行われまして、その中の重点要望の中に、国民健康保険の部分でも子どもの医療費助成に伴うペナルティーについてはなくすべきだ

と、このような要望項目もありまして、私も全国の要望団の一員として、国会議員の皆さんのところなどへ体質強化と子どもの医療費助成のペナルティーをなくす、こういうことについて要望をしてまいったところでございまして、町村会も議長会もあわせて子どもの支援のために努力をし、それに対して国や県が応えていくということがさらに一層進めばありがたいなというふうに思っております、蒲生議員もお話されましたように、国の責任において子育て支援の大きなかなめとして、これが前進するよう努力するということが共通の認識であると、このように考え、大変頼もしく思ったところでございます。

さて、日野町におきます子どもの医療費助成でございますけれども、今もご紹介があったとおりでございまして、議会のご理解を得て一步一步前進をさせていくことができ、今年10月からは中学生までの拡大を行うことができたというところでございます。

そうした中で、選挙の公約である医療費助成についてはどうなのかということですが、ご指摘のとおり、医療費助成の充実ということになりますと、対象年齢を引き上げること、そして、自己負担をなくしていくということ、これが手法としてあると、このように思っておりますが、中学校までの拡大のときにも述べましたように、まずは対象年齢の拡大の方が、より多くの人にその効果があらわれるということからすると、対象年齢の拡大ということが一義的には大事なのではないかなと、このように思っております。

そうした中で、500円の根拠は県がなくなったからなくなったじゃないかというご指摘もございましたが、一定の自己負担をいただいてでも、全体のトータルの財政状況の中でどのように充実させていくのかということについては、議論をしなければならぬものと、このように思っております。

選挙の公約でございますので、私といたしましては、できればこの4年間のうちに、何とか改善、前進を図ることができればありがたいなと、このように思っているところでございます。

そうした中で、蒲生議員もご承知のとおりだとは思いますが、現在、国の来年度予算に伴う概算要求、さらには今年の年末には政府原案が多分出されるというところでございますが、新聞報道などを見ておりますと、来年度の地方財政対策について、なかなか厳しい状況が報道をされています。地方交付税の伸びを抑制するということが、これも町村会や議長会において、きちんと交付税の基準財政需要額を確保するようにと、こういう要望を総務省等に行っておるところでございますが、なかなか地方財政対策の充実が図れていないのが現実であります。

国の方では九十数兆円という大きな国家予算が組まれておるわけですが、いわゆる地方全体の地方財政対策につきましては、ここ10数年というよりも20年近

く、国の地方財政対策は八十数兆円にとどまっているという現状がございます。そうした中で、医療費の伸びをはじめとして、いろんな義務的経費の伸びがあるわけでもございまして、こうした中で裁量的経費をどのように確保していくのかということについて、また町としても国の動向、県の動向も見きわめながら、今、一般質問で述べていただきました、そして私の選挙公約でもあります医療費の助成の充実については、慎重に検討をしてみたいなど、このように考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは再問をさせていただきます。

少し前向きに考えていいのかどうか、若干、非常に頭をひねるところでございますが、第1点目につきましては、町長答弁のとおり、福祉医療費の充実は国・県が中心に、これは進めると。これは本意であります、これは先ほども申し上げましたとおり、全国全ての地方自治体が少子化対策の一環として地方単独事業により減免措置を講じております。そして、近年、先ほど申し上げましたように、対象年齢を拡大する、一部負担を廃止する動きが年々広がってきているところであります。また、全国町村議長会でも、蒲生郡町村議会議長会でも、国に対して要望活動を行っております。

また、何といたしましては子どもの医療費助成の充実は、町長自らの選挙公約であります。選挙公約である以上、具体的に今任期のうち、4年間のうちにと、こういうご答弁でございましたが、具体的にいつどうするかが明確でなければ、選挙公約とはなっていないのかなど。そうでなければ、いつするか分からなければ絵に描いた餅、こうなるのかなど、こういうふうに私は思います。再度、任期の4年間のうち、いつどのように充実されようとお考えなのか、具体的な答弁を求めたいと思います。

第2点目につきまして、今回の、今の町長の答弁は、平成26年12月議会の答弁より少し後退した答弁かなど、こういうふうに思います。この点は残念であります。私の質疑に対しての昨日の橋本住民課長の答弁では、県の制度改正によりまして乳幼児分として480万円一般財源が軽減されるとのことでありました。本日、この額を大幅に減らした額に訂正をなされましたが、1年間を通しての平年ベースで見ますと400万円弱になろうかなど、こういうふうに思います。少なくともこの金額を一部負担の廃止分として充当することができると考えます。

また、町の前提条件、町長が言われました前提条件でありました県の一部負担金が廃止されましたので、町の一部負担金を廃止されてしかるべき、根拠がなくなったのでしかるべきであると思います。

また、滋賀県内の市町で1診療報酬明細書当たり500円の一部負担金が必要なのは、

大津市と東近江市と日野町の2市1町で、少数派であります。要するに、町長の決断1つにかかっているとと言えます。先ほど、国の地方財政も非常に厳しい、こういうお話もございましたが、平成29年度予算編成に組み込まれますようお願いいたします。

第3点目につきましては、実施できない理由は、国のいろんな中において減額措置が廃止になっていない、こういうこともあろうかと思えます。しかれば我々が、町村会も全国議会議長会も要望をいたしております交付金の減額措置が廃止されれば実施されることになる、こういうふうに考えますが、それでよいのかお伺いをいたします。

以上、再問として再度町長にお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 子どもの医療費の助成の拡大につきましては、先ほど申し上げましたように、一步一步議会のご協力も得て前進させることができたということは大変ありがたいことであると、こういうふうにご感謝を申し上げますところでございまして、決して平成26年の答弁から後退したというものではございません。

ただ、今回の補正予算の中でも、大体小学校3年生まで拡充を3学年やり、そして、小学校6年生まで3学年を拡充したということですが、3学年拡充しますと、おおむね約1,000万円の町単独費が必要となります。小学校1年、2年、3年に拡大をして1,000万円、4年、5年、6年に拡大して1,000万円ということになるわけですが、本当は高学年になれば少し、もうちょっとかからへんのかなという期待があったわけですが、現時点で3年生まで、そして6年生までが満了しましたので、それで見るとあまり変わらないというようなことで、今回も福祉医療費の部分については総ボリュームとしては増額になっておるわけでございますので、中学校3年生までの医療費助成を、この10月から実施をさせていただきました。これが同じように3学年になりまして1,000万円になるのか、さらには中学生になれば500万円程度、500万とはいかんかも分からんけれども700万程度になるのかというようなことも期待はしたいなど、このように思っております、決して後ろを向いて答弁させていただいたわけではございませんので、これは私としては、できるだけ早い時点で拡充をしたいなど、こういう思いは持っておりますが、今申し上げましたように国の地方財政対策は、この間、ここ数年前よりも今回29年度に向けた国の地方財政対策というのは、今よりも厳しいように私は見ております。ので、町全体の財政運営を見据える中で、これはやっぱり判断するのが私の責任かなというふうに思っております。

今お話になられました国のペナルティーがなくなるだとか、いろんな状況があるわけですが、そうしたことも判断しながら、決して私も選挙公約、蒲生さん

と同じようにしているわけでありますので、決してなおざりにということはさらさら思っておりません。しかしながら、町全体の予算執行を見据えた中で判断するということも、また私の責任かと、このように思っておりますので、本当は小学校6年までの拡充が、あまり低学年よりも伸びないという結果があれば、もう少し気をよくしたんですけれども、そういう状況も見て、できるだけ早く新たな対応ができるようというふうを考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは再々問を行わせていただきます。厚生労働省では昨年9月2日から、ご存じと思いますが子ども医療費制度のあり方等に関する検討会の会合を開かれています。3月28日に公表された議論の取りまとめを見ますに、子どもの医療費に関する制度については、子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、本検討会でも賛否両面からさまざまな意見があったが、一億総活躍社会に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めたとありました。

また、国民健康保険の減額調整措置は、国として推し進める少子化対策に逆行した施策であり、地方の取り組みに二重の負担を強いているものであるため、廃止すべきであり、国において早急に判断すべきであると、また、財政力の有無にかかわらず、全国的に子どもの医療費助成が行われていることや、廃止により各自治体では他の子育て支援策に財源を充当できることから、減額調整措置は廃止すべきである等々の意見が載せられております。

これらのことから、そう遅くない時期に国のペナルティーの廃止と、国による就学前までの医療費無料化が実現するであろうと私は考えますし、そうなるように町も議会もさらに努力しなければなりません。町として、国、厚生労働省の動きをどうとらえられておるのか、この点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 蒲生議員からつぶさに国の動きをお話しいただいたところでございますが、先にもお話した部分もございしますが、私も滋賀県の国民健康保険連合会の副理事長をやっておりますし、現在はちょっと空席になっておりますので、職務代理者もやっておりますが、そうした中で、国民健康保険の立場からも国のペナルティーをなくすようにというのは、今年重点要望の3つの柱のうちの1つになっておるということございまして、そうした方面からも、今、国のそういう議論の動きについては情報を得ておるところございまして、最終この政府原案がどのような形で結果として出てくるのかということとともに、そうした結果がどの程度地方に直接の財源対策になるのかということも含めて、今後も注視をしてみたいなと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） もうこれ以上質問することができませんので、最後に要望を1つ。一昨年も昨年も申し上げましたが、私は、福祉医療費助成が滋賀県下で一番進んでいる町を日野町は目指すべきであると思っております。福祉医療費助成が滋賀県市町の中で一番進んでいる日野町として誇れるようにしていただくよう、強く望みまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続いて通告書2つ目の質問を行わせていただきます。2つ目の質問は、冒頭に申し述べました西大路地区に関する質問として、西大路駐在所についてお伺いをいたします。

まずはじめに、皆さんによく知っていただくために、日野警察署と西大路駐在所の沿革につきまして申し述べさせていただきます。

満田良順さん著書の近江日野の歴史年表によりますと、西暦1876年、明治9年7月、日までは書いてないんですが、日は他を見れば21日ということは分かるところでございますが、日野町に水口警察出張所の警察屯所が置かれるとあり、翌西暦1877年、明治10年2月9日、警察屯所が八幡警察署日野分署と改称され、西暦1881年、明治14年9月、日野分署の管轄範囲が現在の日野町の地域となりました。そして、西暦1887年、明治20年1月1日、元旦の日に、日野町分署管轄範囲内で第1号の駐在所として、日野川の谷と西明寺川の谷の合流地先で、小学校もありました、西大路地域の中央に位置する音羽村に駐在所が開設されると載せられています。

駐在所は、西暦1888年、明治21年に制定された警察官吏配置及び勤務概則に基づいて、翌西暦1889年、明治22年にかけて全国に設置され出した施設であり、西大路駐在所は警察官吏配置及び勤務概則制定以前に開設されたこととなります。

爾来、130年もの長きにわたって音羽の地に西大路駐在所は所在し、駐在お巡りさんが西大路地域の安全の確保にあたってきておられます。

そして、西大路駐在所は、西暦1902年、明治35年3月5日、音羽377番地、加藤寿一さん宅の西側の敷地内に移転されました。この駐在所には、私の小学校時代の同級生がおられました。西暦1909年、明治42年4月17日、現在の日野警部交番、旧日野警察署の場所に、八幡警察署日野分署の新庁舎が落成しております。西暦1926年、大正15年7月1日、八幡警察署日野分署が日野警察署と改称され、このとき独立をいたしました。大正時代です。西暦1929年、昭和4年2月11日、日野警察署の管轄地域に旧蒲生町地域が加わり、かつての日野警察署の管轄地域となりました。西暦1967年、昭和42年2月25日、現在の日野警部交番、旧日野警察署の庁舎が竣工しております。

そして、西大路駐在所は、西暦1972年、昭和47年3月31日、現在地の音羽373番地の2、音羽遊園地の東の地に新築移転し、平成8年の改修をへて現在に至っております。

ます。

日野警察署は平成18年3月27日、東近江警察署に統合され、日野警部交番となり現在に至っております。現在、この日野町で最も歴史のある駐在所、東近江警察署西大路駐在所が廃止の危機を迎えております。

次に、駐在所の設置、巡査の配置基準について申し述べさせていただきます。

駐在所は、市街地に設けられます交番や派出所とは異なり、本署から離れた地域の周辺の地域に設置をされ、居住施設が併設され、原則として警察官が家族とともに住み込んで勤務をし、地域との交流を持ちながら業務が行われてきました。町村では、人口1,500人から3,000人につき1人の割合で巡査が配置されることとなっております。

西大路地域の正統時代の第1回国勢調査人口は2,877人、平成28年10月末現在の人口は1,970人であります。西大路駐在所は、東近江市にあります本署から、東近江警察署から遠く離れた周辺の地域であり、人口1,500人から3,000人の間の人口であり、駐在所の設置、巡査の配置基準に正しく適合をいたしております。

次に、私が知る範囲内での廃止に向かった状況を申し述べます。

私は、平成23年2月ごろに、4月に行われる町議会議員選挙への出馬をどうしようか考えていましたとき、ある方より、滋賀県警は東近江警察署の西大路駐在所を廃止する方向にあるとの情報を得ておりました。

町議会議員となり、西大路自治会参与に就任し、平成23年5月22日、西大路自治会懇親会の席で、西大路駐在所池田 明巡査部長より、「私は平成24年3月、来年の3月で定年退職です。私の退職で駐在所本来の機能がなくなり、駐在所が廃止される方向にあるとの発言が、自治会の懇親会に参加の東議員等にもありました。

池田 明巡査部長までの駐在さんは、家族とともに住み込んで勤務をされてきておられましたが、平成24年度からは、居住されず通いの駐在さんとなりました。また、平成24年度から平成26年度にかけて駐在さんは、平成24年度は北澤和宏巡査部長、平成25年度は若いお巡りさん 中井 聖巡査長、平成26年度からは、さらにお若い警察学校を出たてのお巡りさん 富山 将巡査と、毎年度交代され、交代ごとに若い駐在さんにかわっていかれることとなりました。また、駐在所に勤務される時間も毎年短くなり、平成28年度からは、1ヵ月以上も伊勢志摩サミットに伴う警備に出張されるなど、不在の期間が増え、極端に勤務時間が少なくなりました。駐在所勤務時間の減少とともに、従前は行われておりました西大路地区内のパトロールが少なくなり、各家庭・事業所等への巡回がほぼなくなってしまいました。

この間、東近江警察署の署長さんも、平成24年度は西岡署長さん、平成25年度は饗庭署長さん、平成26年度は高橋署長さん、平成27年度は福永署長さん、そして、平成28年度は清水署長さんと毎年度交代をされております。

平成28年4月、私は、西大路駐在所を廃止するため、内々に地元西大路地区住民の意向を調査されていること、平成28年度をもって廃止される予定であることの情報を得て、早速西大路自治会事務局の増田孝一郎さんにこのことを伝えました。

ある方より私に情報が入り、10月18日早朝、西大路自治会事務局の増田孝一郎さんに、平成28年度をもって廃止されることが決まったことを伝え、夜に開かれる自治会での協議を依頼し、自治会理事会でご協議をいただきました。協議の結果、日を置かず、翌10月19日、久保田善蔵西大路自治会会長と増田孝一郎西大路自治会事務局の2人により、町長へ存続要望の活動が行われました。

10月25日、滋賀県東近江警察署清水俊昭警視と日野警部交番所長小川栄治警部が役場へ来庁され、町長に、議長に、地元議員である東議員と私に廃止を伝えられました。

私は、檀徒の葬儀と初七日法要につき、やむなく欠席となったのですが、11月8日の西大路自治会理事会に、滋賀県警察本部生活安全部参事官兼地域課課長居澤高臣警視、地域課課長補佐安田恵介警部、滋賀県東近江警察署長清水俊昭警視、日野警部交番署長小川栄治警部の4名が来られ、西大路地区の区長に、西大路駐在所の廃止を伝えられました。

そこでお伺いをいたします。

第1点目として、まず、日野町で最も歴史のある西大路駐在所が廃止の危機に面していたことに対しまして、町長はいつからどこまでを把握し、今日まで存続に向けてどのような行動をとってこられたのか、お伺いをいたします。

第2点目、もし廃止となれば、西大路小学校区域のみ駐在所のない小学校区域となってしまいます。西大路地域住民2,000人の安心と安全の確保をどうなされるのか、お伺いをいたします。

以上、第2問目の質問といたします。明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま、西大路駐在所についてのご質問をいただきました。

どのようにこの経過を承知していたのかということですが、今、蒲生議員がつぶさにお話しいただいたとおりでございまして、10月15日に西大路自治会長がお見えになられて、そういう話があるというようなことをお話されました。そして、10月25日には東近江警察署長が来られて、廃止の計画の説明を受けたところでございます。

署長からは、西大路の駐在所は耐震基準を満たしていない建物であること、また、治安情勢や刑法犯認知件数から見て、警察官の配置の見直しなど、県警として全体的な視野から廃止することとしたいということが説明されました。ただし、その人員分は日野警部交番に増員配置するということが町全体の警察行政を行いたいと、

こういう説明でございました。

町といたしましては、当然駐在所は地域防犯のかなめでありますことから、そのことをよしというふうにはできない、こういうふうに強く申し伝えたところでございます。現在、総務課も含めて、西大路の自治会の皆さんとも意見交換をしているところでございまして、11月8日に、自治会の方へ正式に、県警も含めて、先ほど経過がお話されたとおり、お話をされたということでございますので、地元の皆さんとご相談しながら、県警本部へ体制の維持や対策について要望をすることについて対応を図りたいなど、このように思っておるところでございます。

なお、この今の話がある前に、そういううわさもあったんじゃないかと、こういうご指摘でございますが、そのうわさが出た段階で、総務課の方は警部交番の方にも確認をした経過がございますので、その点については総務課長から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 以前の経過のところ、私の方で把握している記録でございますけれども、平成24年の12月のときに、西大路駐在所の閉鎖にかかわる件につきまして、町の総務課の方から東近江警察署の川平地域課長さんに、電話でございしますが確認をさせていただいたところ、そのような廃止という話はないという回答を得たと、そういうことは記録で見させてもらっているところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 今、平成24年に確認をしたと、こういう総務課長から答弁があったところでございますが、10月19日に西大路自治会長が町長へ存続要望されるまで、本当にこの日まで、全く町長は知らなかったとは、そのようなことはあり得ないと、こういうふうには私は思います。町長与党の東議員が、5年前の平成23年5月22日から知っておられたことでもあります。一言もなかったのですか。私には信じられません。

また、通常ですと、地元が大きくかかわりますことにつきましては、事前に地元の県会議員に話があるはずでございます。井坂県会議員より何も聞かされておられなかったのですか。また、県とのパイプが1つもないのですか。情報を得られない、情報が通らない町長は、裸の王様そのものです。また、町職員の中に、町長の周りに、県とパイプを持つ方が誰もおられないのか。少なくとも前日の10月18日には、私より平尾副町長に知らせてはおいております。

また、町長が聞いていないと言われればそれまでですが、先ほど平成24年という総務課長から話があったんですが、平成24年に、ある関係者が町長に西大路駐在所を廃止する方向にあると、こういうふうには伝えられているはずと、こういうふうには私は伺っております。

まず、町長が最初にお知りになったのがいつか、お伺いをいたします。

次に、地元の皆さんと県警等への要望などについて相談をしている、相談をしてまいりたい、こういうご答弁でございます。このお考え方は、全く町としての主体性のない考えであり、地元へ責任を押しつけ、高みの見物を決め込む考えとしか思えません。このような姿勢の行政だから、情報が入ってこない町行政となるのではないのでしょうか。今さらながら、積極的な情報収集、高いアンテナと早めの対応について、県とのパイプ役の必要性を強く感じるところであります。

存続のための町としての、町が主体となって、どのような行動を、いつ起こされるのかお伺いをいたします。また、このように情報が入ってこない町行政についてのお考えを伺います。

次に、昨日の谷議員の一般質問に答えて、今宿教育長は警察のパトロール強化という答弁がありました。先ほども申し上げましたが、西大路小学校区域内では、従前は行われておりました駐在所のパトロールが少なくなっております。逆行していますが、このことについてどう思われるのかお伺いいたします。

以上、第2問目の再質問といたします。町長と教育長の答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） この話につきましては、蒲生議員が平尾副町長にお話をされたということで、それと同時に増田自治会長さんがお見えになったということでございまして、それ以前に町の方へ、警察の方からは話がなかったというところがございます。

蒲生議員がどのルートでお知りになったのかは、ちょっとそれは分かりませんが、県会議員、日野町にもお二方おられるわけでありまして、県としても県会議員の皆さんに、どの時点でどういう説明をされたのかということも私は把握をしてないわけでありまして、おっしゃるとおり表へ出すのであれば、地元の役場にきちんと事前に話をするのは警察の筋であろうと私も思います。

しかし、それを別に今、東近江警察署長なり、県警本部に抗議をしても始まるものではありませんので、警察というのは、警察だけにかかわる行政というものは、地元などに情報を提供するときには、それなりにルールといたしましょうか、先に区長さんに言うやとか、町会議員さんに言うやとかいうことがあって、オープンにするものもあれば何も言わずにぱっと言うときも、いろんなパターンがあるかと思えますけども、今回の点については、おっしゃるように本来ならば、事前に役場に一番に報告をしてもらってしかるべきだと。ただ、多分、東近江警察署長さんもそういう動きはご存じなかったのではないかなという印象を持っておりますので、そのところは、警察内部の情報をどのように外に出していくのかということについて、

私は知る由もないというところでございます。

県の情報について、高いアンテナを張ってしっかり仕事すべきだということについては、ご指摘のとおりでございまして、この問題だけにかかわらず、あらゆる部分で県の動きについてはアンテナを張って情報収集するということに努めたいなど、このように思っております。

なお、県に対する要望活動につきましては、現時点で、この12月半ばということでございますので、要望の相手方のこともございますけれども、できれば年内に、少なくとも東近江の警察署長さんには、きちんとこれまでお話しされてきたこと、一度警察署長さんお見えになっているわけでありましたが、地元へ県警本部の皆さんと説明に行かれたということでもありますので、そのときの話は伝えは聞いてますけれども、具体的話も直接は聞いておりませんので、私としては、日程調整難しかろうと思っておりますけれども、地元の皆さんとご相談しながら、できれば年内にでも東近江警察署の方には要望に行きたいなど、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 蒲生議員から、警察によるパトロール強化についてということについて、ご質問をいただきました。

昨日の谷議員のご質問の中で、私、不審者の情報が入ったら、すぐに警察の方に連絡させていただくということを説明させていただきました。そのときに、警察の方とも常に連絡を取り合いながら、情報が入ったときには、その現場に駆けつけてパトロールをしていただくというようなことを常々お願いをしております、そのような対応をさせていただいております。

また、このことにつきましては、そのような不審者が出没したというような非常時の対応でございますけれども、また、平常時のことで申し上げますと、先日も東近江警察署の方とも話をしておりましたが、例えば、交通安全で非常に危ない箇所がある場合、なかなか道路が拡幅できなかったりとか、信号設置、横断歩道設置ができないところで交通量が多いとか、そういったところについても、できるだけパトカーによるパトロールをしていって、安全のための啓発を行うように努めるというようなことを聞かせていただいておりますので、そうしたことも含めて、住民や、また子どもたちの安全のために情報を共有していきたいと思っておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再々間を行わせていただきます。

12月3日付の滋賀報知新聞蒲生ニュースに、「安心・安全の町」推進、日野町と東近江署、警報に関する協定を結ぶと題しまして、日野町と東近江警察署は、先月24日、日野町犯罪多発警報、交通事故発生警報に関する協定を結んだとあり、町長は、

町民の命と財産を守るため速やかに動きたい、とコメントをされています。西大路駐在所の存続につきましても、遅きに失していると思いますが、速やかに動いていただきたいと、このように思います。

また、先にも申し上げましたが、昭和47年3月までの西大路駐在所には、私の小学校時代の同級生がおられました。私の小学校時代、小学校6年生の時まで、昭和38年の3月までは中村駐在さんが家族で住んでおられ、同級生の中村憲雄君、今は姓が変わりまして北村憲雄君がいました。小学校2年生のとき、昭和33年9月より、6チャンネル朝日放送テレビで30分ものの1話完結のテレビドラマ「部長刑事」が、土曜日の夜7時30分から8時まであり、我が家にテレビが来るまでの1年間、中村駐在所さん宅によく見に行っていました。昭和34年には、作詞松井由利夫、作曲原六朗、歌手藤島桓夫で、歌謡曲「村の駐在所」が流行いたしました。この時代は、警察官が家族とともに住み込んで勤務をし、まさに地域との交流を持ちながら業務が行われておりました。

私たちの年代にとっては、駐在所は役場よりも、もっともっと身近なところでありました。駐在所の廃止は、市町村合併よりも身近な問題であります。

日野町内の日野警部交番や駐在所の敷地は、どこも日野町、建物は滋賀県の所有であります。この西大路駐在所のみ、敷地も建物も滋賀県の所有であります。西大路駐在所がもし廃止されると、建物が解体され、更地となります。市街地であれば、次の所有者、買い手が見つかりますが、音羽の地では、どこも雑草が繁茂する荒地と化していきます。廃止後、この地がどうなるのか心配をいたしてもおります。万が一廃止となりましたら、廃止後のこの地についての町のお考えをお伺いいたします。

次に、西大路駐在所の沿革を調べるため、滋賀県公式ホームページの滋賀県警察の広場から東近江警察署の沿革を見て、残念でなりません。一度町長も見てほしいと思います。八日市警察署と愛知川警察署の沿革は明治9年7月21日からあるところがございますが、日野警察署のみ、昭和29年7月1日、日野警察署設置と1行しかありません。日野警察署も先ほど縷々経過を申し上げました。満田良順さんの著を見てもらえば簡単に調べることができます。日野警察署も明治9年7月からの、同じ日からの歴史があります。早急に訂正いただきますよう申し入れていただきたいと思います。

以上、第2問目の再々問といたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 警察の沿革について、つぶさに蒲生議員お調べになって、さすがだなと、こういうふうに聞かせていただきました。

たぶん西大路というのは、仁正寺藩があったことから、そこにそういう施設が置

かれたのではないかと。郵便局についても、一番最初にこの地域で設置されたのは西大路であるということでもありますので、明治の初め、仁正寺藩という行政の中樞が西大路にあった。だから、警察も郵便局も、そういうところにまずはスタートしたと。今では日野地区、この大窪境界が中心になっておりますけれども、当時はそういうことだったのかなというふうに、先ほど来の沿革のお話を聞いて、改めてそういうことかなというふうに聞かせていただいたところでございます。

沿革について、今、西大路からの屯所ですか、からのスタートがあるということでもありますので、このことについても県の方には伝えたいなというふうに思います。

なお、西大路の駐在所がなくなった場合の跡地の利用についてはどうかということでもあります。これは今、県有地という話でございますので、県がどのような対応をするのか、この点についても県の方には、もしもの場合の対応について、これはまた確認をしなければならないなど、このように思います。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） もうこれ以上質問することができませんので、最後に要望を1つ行わせていただきます。

市町村合併をしたら日野町がなくなる、日野町の周辺は過疎化が進むとして蒲生町と合併しなかった、この日野町。この結果、警察署がなくなり、西大路駐在所もなくなる。合併をしない自律のまちづくりを町民が選択をしたのですから、ある程度、ある意味で駐在所の廃止もいたし方ないのか、こういうふうにも思われるところでございます。

また、昨年度、平成27年度に、木之本警察署の富永駐在所が高月駐在所に統合され、廃止となっております。東近江警察署の管轄地域では、平成19年度に五個荘東駐在所と五個荘南駐在所と五個荘北駐在所の3つの駐在所が統合され、五個荘交番となっております。時代の流れかもしれません。

最後に、西大路地域住民2,000人が納得できる地域の万全な安全の確保対策、体制の強化、きめ細やかなパトロールと各家庭等への巡回の確立を従前どおり、従前以上、切に望みまして、平成28年度の一般質問を終えることとさせていただきます。

今回も長々とおつき合いありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分から再開いたします。

—休憩 11時02分—

—再開 11時15分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

やはりTPP問題につきましては非常に重要なことですので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

TPPについてでありますけれども、トランプ次期アメリカ大統領は、11月21日、来年1月21日の就任初日に、優先政策として真っ先に環太平洋経済連携協定（TPP）からの脱退をする方針を正式に表明いたしました。それに先立って、先月11日には、現オバマ大統領がTPP協定の議会承認を得ることを断念しています。このことにつきましては、大統領には通商の交渉権限はなく連邦議会にあるため、その権限を大統領に与えるTPA法案を上院、下院の多数決で採択されなければならないが、この法案も数回にわたって試みられましたが、失敗に終わっております。ようやく2015年6月に賛成215、反対214と1票差で可決されたのであります。この1票も、ある一議員に大手製薬会社から巨額の政治献金があったと報道されています。

安倍官邸も米国議会でのロビー活動を展開し、38万8,000ドルも支払っていると法律事務所が明かしているところであります。全体的にどれだけの金が使われたのかは、やぶの中でありますけれども、一方、日本国内では、TPP協定を今国会で批准すべきかの世論調査を共同通信社がされておりますけれども、今国会にこだわらず慎重に審議すべきだが66.5パーセント、約7割の方がそのように求められております。また、成立させる必要はないとする方も10パーセント以上あったとされています。

当議会におきましても、今国会での批准をしないことを求める意見書提出が賛成多数で採択されました。安倍総理は「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」と公約をもとにし、また、農林水産分野の重要5品目の聖域は確保し、できない場合は脱退も辞さない。国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこととし、食の安全、安心および食料の安定生産は損なわない。交渉により収集した情報は国会に速やかに報告し、国民への十分な情報提供と幅広い国民的議論を行う。合板、製材の関税に最大限配慮するといたしました。そのほか、自民党が決議した守るべき国益は5項目もありました。しかしながら、全てうそで、だまされたのであります。

そんな中でも衆議院で強行採決され、参議院でも12月9日、特別委員会と本会議で可決成立をしたところであります。その国会論議の中で、ある議員の発言や官僚の発言などの取り繕いの言い逃れの例えを、ある新聞は「小人の過つや、必ず文る」と皮肉っておるところでもございます。

TPPで一番の被害は医療関係ではないかとされていますが、私は何といたっても食品の安全性であると思ひます。食べてはいけない輸入食品、トウモロコシ、米、小麦、大豆の穀物類とナッツ類にはアフラトキシンの農薬がぶっかけられ、極めて

発がん性が高く、微量でも肝臓がんの原因とされております。食品添加物においても46品目中残すは4品目となり、全て承認しようとしております。アメリカでの農薬許容量は日本の基準許容量の数十倍や、中には100倍、200倍のものがああります。何といても国家の安全保障のかなめは食料であり、国民の命のかなめでもあります。安全な食料が自国で手に入らない事態になってしまったのであります。どうか悪夢の食卓にならないように、今は個人が注意しなければなりません。

大学の教授の会もTPPからの脱退を強く訴えられています。アメリカ次期大統領のトランプ氏の就任、TPPからの脱退表明、イギリスのEUからの離脱、ヨーロッパ諸国の動向を見るに、今、世界のグローバル化の終わりが近づいているのではないのでしょうか。新自由主義推進の流れが変わり始めているのではないか。自由貿易の弊害を正し、内需を中心とした地域経済が成り立つことが求められているのではないのでしょうか。今立ち止まって考えることが必要ではないかと考えるところでございます。こうした状況の中で、町長のご所見を再び伺いするところでもございます。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 東議員から、TPPをめぐる状況についてのご質問をいただきました。

今お話ありましたように、トランプ氏の発言をはじめとして、TPPがこのままでは成立しないということは、ほぼ確実なのではないかなと、このように思います。そうした中で、一瀉千里にTPP法案の承認を、強行までして、会期延長までしてこれを可決していくという、こういうやり方がどういう発想のもとでされるのか、そして、それも、もともとはおっしゃったように、ブレずに反対と言っていた人たちがこういう強行をするということ、これはまさに政治の貧困なのではないかなというふうに私は感じておるところであります。

TPPの本質は、東さんがお話しなされたとおりであります。一般的には農産品の輸入等がクローズアップされておりますが、それも当然のことではあります。お話ありましたように医薬品や医療の関係、さらには食品の安全の問題、遺伝子組み換え食品、添加物をはじめとしたものがああります。あわせてISD条項によりまして、企業活動を阻害するといえは国の法律も変えさせられねばならない、賠償責任が生じるという、とんでもないのがTPPの本質であることは、この間明らかになったところだと、このように思っております。

本当に、真に、これが社会、国民、世界のために役立つというのであれば、この協定書についても黒塗りにするんじゃなくて、胸を張って堂々と議論をすればいいのに、こそくにも全てを隠してこれを通していく、これはまさに民主主義と相入れ

ないものであり、いかにＴＰＰの本質がこうしたものであるということが、逆に明らかになってるのではないかなと、このように思います。

市場原理で全てが解決するのであれば、国内法律も要らないということになるわけでありまして、何でも自由取引をすれば経済が活性するかのようなことは、既にリーマンショックをはじめとして成り立たないことであることは明らかであるわけでありまして、時代おくれの競争原理、市場主義というものがここに極まったのではないかなと、このように私も思っております。

そうした中で、日野町議会が、たびたびに渡るこのＴＰＰに対して問題提起をする決議を採択されていることは、本当に良識なのではないかなと、このようにも思っておるところでございます。

滋賀県におきましても、５年ほど前からＴＰＰ県民会議をつくり、私もその設立の一員として加わってきたわけでありまして、こうした医療関係団体、農業関係団体、さらには町村会をはじめとした人々による県民会議によりまして、１２月の２５日には学習会、集会が開かれるということでございますので、私もそうしたところにも参加し、引き続きＴＰＰが発効しなかったとしても、これを日本が可決をしたということは、これからの交渉ベースがここにあるということになってしまうわけでありまして、仮にＴＰＰが発効しなかったとしても大変問題がある対応になるのではないかと、このように懸念を私はおもっております。

そうした中でトランプ氏がアメリカ大統領になれば、今報道を見る限りいろんな自由な、自由というのは括弧つきではありますが、いろんなこれまでから考えられないような発言もされているわけでありまして、そういう意味では、日本が真に日本の国益を守る外交を展開することが求められてくるのではないかと、このように思っておるところであります。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 私も京都の大学の岡田先生にも講義を受けたこともございますので、やはり日本は市場開放、農業を市場開放してはならない。むしろ、今まで日本が経済成長してきたのは、内需を中心に地域経済が成り立ってきたことであるということに結んでおられます。

今後こうした行動をとっていきたいと思っておりますし、まだまだ、やはり今町長が言われたとおり、ＴＰＰを承認したことはその後のベースになってしまうことで、今のヨーロッパとかそういうことが攻めてくるわけでございますけれども、強くそういう市場開放はしてはならないと、このように思っておるところでございます。今後ともよろしく願いいたしますとともに、１２月２５日にはぜひ出席させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いますところでございます。

それでは、次の、介護保険の新総合事業についてをお尋ねいたします。

この改定介護保険法施行により、2015年4月から新総合事業が実施されましたけれども、大半の市町村は一斉移行と申しますか、この2017年4月1日の実施であると聞いております。

今までは介護保険制度内での保険給付でありましたけれども、この新総合事業との違いはどうか、お伺いをいたします。また、要支援1・2という区分は残されるのか、ホームヘルパーやデイサービスは継続して利用できるのか、要支援認定の給付などは変わっていくのか、従来どおりなのか、お伺いしたいと思います。

新総合事業が始まっておりますけれども、いくつかのパターンが示されております。1つには、国モデル率先実行型「卒業」促進型、2番目に基準緩和中心型、3番目に現行相当サービス移行型等あるが、当町はどのようにされるのか。また、問題点はどのようにとらまえておられるのか、お聞きします。

訪問型サービスや通所型サービスにおいて、多様なサービスも行われるのか。

新総合事業の財源はどうか。また、確保されるのか。

新総合事業の実施に向けて、サービスの提供主体となる団体等への内容点検など、どのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 介護保険の新総合事業について、ご質問をいただきました。

まず、1点目の、保険給付と新しい総合事業の違いについてでございますが、これまで予防給付として全国一律に給付されていた要支援者の介護予防訪問介護と介護予防通所介護の2つのサービスが、市町村が実施主体となる新しい総合事業の、介護予防・生活支援サービス事業に移行をします。訪問型サービス、通所型サービスについては、国から典型例として、現行相当サービスのほか、多様なサービスとして緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービスなどが示されております。

2つ目の、要支援1・2の区分やサービスの継続利用についてですが、要支援1・2という認定区分に変更はなく、ホームヘルプサービスやデイサービスも、引き続き介護予防・生活支援サービス事業において利用をしていただけます。

3つ目の、要介護認定の手続についてでございますが、従来どおり変更はございません。新しい総合事業では、要支援認定を受けなくても基本チェックリストによる判定によって、新しい総合事業のサービスを利用できる方法も設けられました。

次に、移行に係るサービス類型および多様なサービスについてでございますが、現時点では訪問型サービス、通所型サービスともに現行の訪問・通所介護相当のサービスのみの移行を予定しております。多様なサービスについては、町でサービス内容、単価、負担割合等を定めることとなりますが、事業者や自主的な活動をされる住民の皆様の協力も欠かせないことから、今後、検討・協議し、町に合ったサー

ビスができればと考えております。

次に、新しい総合事業の財源についてでございますが、介護保険の給付費と同様に、利用者負担を除く財源は、国、県、町の公費ならびに40歳から64歳および65歳以上の被保険者の保険料が財源となり、負担割合も同様となります。なお、従来の予防給付とは異なり、新しい総合事業を営む地域支援事業には上限額が定められております。

最後に、サービス提供者への内容点検等についてでございますが、現時点では、指定権者である県または町において6年ごとの指定更新の間に、実地指導等を行っております。新しい総合事業に係る事業所については、町指定になることから、同様に対応する予定でございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 4月からということでありましてけれども、この違いですけれども、私の思いますのは1番目の保険の給付で、介護保険制度内での保険給付であったと思います。これが総合事業になりますと、その部分だけはその給付から除かれるのではないのかなという思いであります。やはり、介護保険を入れて保険料をかけていると、それなりに権利ができるんですけども、この、もう1つの総合事業は別にくっつけたものという思いでございますので、そこら辺についてはまたまた、後で出てきますけれども、どうなのかなという思いでございます。

1つ、要支援の認定の手続の中で、基本チェックリストというご回答がございましたけれども、それにつきましては要支援1とか2とか、そういうことではなくて、それは役場の職員さんがされるのか。その要支援とかそういうことはなしに、無段階というのか、そういうようなところになるのか、そこをお聞きしたいなと思っておりますし、1つは、今言いました保険給付ではなくて、その事業には上限が定められているということでありましてけれども、それはどういうことなのか。何が基準とされているのか、そこら辺を再質問でお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） ただいま東議員より、再質問として2点のご質問をいただきました。

まず最初に、基本チェックリストに関してご質問をいただきました。基本チェックリストにつきましては、役場の窓口や電話において、要介護認定申請を目的じゃなしに、生活や家庭の状況など、高齢者の方に対して、何らかのご相談に来られた被保険者の方に対して聞き取りを行います。そして、改めて訪問をさせていただきまして、これは介護支援課の包括支援センターの職員が訪問をさせていただきまして、基本チェックリストを用いまして、日常生活の状況、運動機能の状況、栄養相談、栄養状況、口腔機能、認知機能、うつの可能性などのチェック項目がござ

いますので、それぞれをチェックをさせていただくと。一定以上の項目に該当になった場合は、総合事業のサービスを利用していただけると。総合事業の中には、介護予防・生活支援サービス事業というサービスと、もう1つ、一般介護予防の事業がございますので、その利用を勧めさせていただくということになります。

そして、訪問させていただいた状況によりまして、やはり要介護認定申請が必要やという場合には、その申請に向けてご家族などと相談をさせていただいて、申請につなぐ方向で対応をしていくという方向になります。

2点目に、上限についてご質問をいただきました。先ほどもありましたが、予防給付におきましては、利用されたサービスの給付について、全額介護予防給付費において賄っているということでございます。地域支援事業では、今度新しく改正された内容では、新しい総合事業による上限、また、包括支援事業、任意事業の上限、そして、新しい包括的支援事業の上限と、それぞれ上限が定められております。新しい総合事業の上限につきましては、事業の開始前の前年度、日野町は29年度から開始ということでございますので28年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防サービス計画の給付事業に地域支援事業で実施しております介護予防の介護予防事業を加えた額に、直近の3年間の平均の75歳以上の高齢者の伸び率を乗じました額が上限となるというふうに定められているところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） この上限、75歳以上の伸び率で上限額が決まってくる。今現在の全国的な平均はどんなぐらいのものなのか。そして、将来日野町は大分この増減率が上がっていくと思うんですけども、そうした場合は、やはり資金が、国から来るそれがなくなるのか。そうした財源の補填といいますか、それは、そういうときが起こってくれば、一般財源とかそういうんで埋めていただけるのか。そこら辺をもう一度お願いしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 東議員の方から、上限について再々質問をいただきました。

全国の状況というんですか、日野町の75歳以上の伸び率なんですけど、今現在計算している中では、あまり伸び率は高くないんです。65歳以上の伸び率は比較的まだ伸びている状況なんですけど、75歳以上の伸び率は比較的極端な伸びは示しておらない状況です。やはり75歳以上になると100歳を超える方も含めた形になりますので、伸びてない状況です。

それと、補填ということでお話をいただきました。いろんなサービスをして上限額を超えた場合、国においては一定、特殊事情があれば、その上限についても、この総合事業の中で見てもいいですよというふうになっております。特殊事情と申し

上げますと、例えば、その年だけ1つの事業を整備して一時的に高くなった。で、翌年度以降はもとの金額に戻っていくという場合は、1つの特殊事情という判断を
してますし、それと、病気などが大流行したり、災害などがあって要支援の方が急
に増えたという場合には、そういうような形で特殊事情として、総合事業の中での
事業として認めますよというふうに言われております。

しかしながら、特殊事情以外で上限を超えてしまう場合になった場合には、一般
財源とか保険事業として、第1号被保険者の保険料で賄えるという形で国の方で言
われておりますので、超えた場合には、今、総合事業は一般介護予防と今の総合事
業と2つに分かれておりますので、一般介護予防の中の事業が一般財源の中で事業
を実施していかなければならないのかなということも、ちょっと考えられるという
ふうに関今この時点では想定しております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） やはり、それを上限を超えた場合に、保険料ではね返ってくる
ということがあるということでありましてけれども、できる限り一般財源の補填をよ
ろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、農業関係にいきたいと思います。

米政策におきましては、平成29年産米を最後に、国は平成30年度から米の生産数
量の目標の配分を行わないとし、生産者や集荷団体が需給の見通しを踏まえ、需給
に応じた生産をせよとのことでありまして。現段階での状況はどのようなのか、
お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 農業問題について、ご質問をいただきました。

平成30年産をめどに、国は米の生産数量目標の配分への関与を廃止するとしてお
ります。今年度、農林水産省から配分される平成29年産米の生産数量目標の配分が
最後になるということでございます。

しかし、滋賀県農業再生協議会では、米政策の見直しに伴う混乱を最小限に抑え、
農業者の不安を軽減し、地域の特性に応じた農業振興と経営の安定を促進させるた
め、平成30年産以降もこれまでと同様に、生産数量目標にかわる指標を地域農業再
生協議会に提示することとされました。

以降も滋賀県農業再生協議会から示される指標に対応し、日野町では需要に応じ
た売り切れる米づくりとともに、麦、大豆、飼料用米、稲WC Sなどの戦略作物の
需要に応じた生産による水田フル活用を促進していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 29年度から面積等も考えていかなあきませんので、今この問題
をするわけでありましてけれども、やはり30年度ですか、そのときから恒久的な、恒

久的なといいますか、直接支払の、今まで1万5,000円あって、7,500円になって、それもなくなっていくということで、非常に農家所得が減らされる。ここへ持ってきて米価が非常に低米価に据え置かれ、また、T P P 絡みでいろんなことが安くなるということで、農家の経営状態が非常に難しいなというふうに思っております。

今、そうした中で、今後も飼料米の支援とか収入減少影響緩和対策とか、そういうものを続けられるのか、そこら辺は今、話、同じようにされると思うんですけども、日野町として再生協議会もまだ開かれてないのか分かりませんが、そこら辺がどういうふうにしていくかというようなことが、もし思っておられるのであれば、ひとつご回答をお願いしたいなと思います。

県によりましては、もうとっくにそういうこともきちっと取り組まれているところもありますので、今まだ滋賀県はちょっと遅いかなという思いがあるんですけども、日野町での動きはどうなのか、再度質問したいなと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 東議員より再質問をいただきました。

議員おっしゃいますように、30年問題と言われてまして、米の直接支払や生産数量目標の配分の廃止が言われているところでございまして、農家所得も本当に下がっていくと心配されているところでございます。そこで、これからも今と同じような、そういった戦略作物に対しての助成が続けられるかというようなご質問かと思っております。

今現在、国の方といろいろ話を聞いている中では、引き続き戦略作物については支援をしていくというようなお返事もいただいているところでございます。それで、県の再生協議会から、今後各市町の再生協議会を通じて、そういった生産数量目標の配分を示していくというような方向ですけれども、今後そういった制度が変わっていく内容、また、引き続き戦略作物については重点支援していくというような内容については、この年末に県の方の会議で、農家向けのパンフレットをつくってお示しするというようなお話も聞いておりますので、後々また農家の皆さんにはお知らせすることができるというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 非常に農家も世間にたがわず貧困状態でございますので、何とか町でもご支援のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

時間がないようですので、次に移りたいと思います。次の、盛土や埋め立て等の条例制定についてであります。

当地区におきまして、1万平米に近い農地の放棄地を果樹園にとの申し出があり、2万1,000立米ほどの盛土が計画されております。造成計画では、造成面積下盤が9,886平米、上盤が8,753平米で、総盛土量は2万1,253立方メートルになり、1年間

で5,000立米で5年間で完了するとしております。10トンダンプで1日の搬入台数12台前後とし、1年間の作業時間は100日、合計で1,110台としております。

その盛土が産業廃棄物や放射性物質、あるいはカドミウム、六価クロムなどが含まれていないか、住民の方や自治会等が本当に心配されております。当所は日野川の護岸付近なので、日野川流域全体に及ぼす影響はどうか非常に不安でもあります。また、日野川からの取水としての用水路もあり、気がかりな場所でもあります。

土砂搬入時の1台、1台の汚染状況の確認や土壌汚染が発生するおそれがないか、地域の住民の理解が得られるよう努めることは当然であります。当町は、大津市のような土砂等による土地の埋め立てなど、規制に関する条例があれば土壌の汚染や災害の発生を未然に予防することができるんですけども、そういう条例はございません。どのように対応していけばいいのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 盛土・埋め立て等の条例制定についてご質問をいただきました。

西大路の区域内において、農地の耕作放棄地に果樹園をつくるというようなことが言われているというふうに聞いております。こうしたことをいたすためには、田畑転換等の形状変更の届け出をいただくこととなっております。あわせて、今ご指摘のように、日野川でありますとか町道などもございますので、河川法や道路法、さらには法定外公共物の扱いなどについても対応する必要があるわけでございまして、そういう意味では、この業をなさろうとする方と地元の皆さんとの間で、十分な協議が必要となるというふうに考えております。

町といたしましても、地元の西大路区の皆さんと関係課で、必要なものについてはきちんと協議をして対応していくというふうに考えておるところでございます。

こうした中で、大津市のような条例があればとのことでございますが、大津市の条例による規制は、廃棄物が不法投棄される事例が後を絶たない状況であったことから制定されたものであり、県内、他の市町では条例化をされておられません。

日野町においても、現時点においてはこれを制定するということにはならないと考えております。が、今回の件につきましては、今、先ほど申し上げました、それぞれの法令の手続が必要でありますことから、十分に地元と事業者の方と、さらには役場がご相談もしながら、安全で、安全といいましょうか、しっかりとした議論をする中で対応していくということは可能なのではないかと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 住民の不安を払拭するには、やはりそうした、一応大津市はそういう事例がいっぱいあったさかいに条例ができたということではありますけれども、住民にとりましては、何か基準がないことには、本当に残土といえますか、そ

れが良質なもののなのか、そういうことは見分けがつかないので、そういうことを思いますと、やはり何かそういう決まりとか条例化を望みたいのでありますけれども、その点について、もう一度お願いしたいなと思います。

それから、現在、公害防止協定等を役場と相談しながらやっておられるんですけども、なかなか一本化というのか、そういうものがあればなと思うんですけども、あっち行って、こっち行って、住民課行って、建設課行って、農林課行って、いろんな、どこがどういうふうにしていったらいいのか、それが分かりませんので、何かそういう一本化的なものができないのかなというふうに思っておるんですけども、そういうところをもう一度お答え願いたいなと思いますし、やはり、これはどういうものが運び込まれるか非常に不安でございます。

以前にでも北山で、今の業者建っているところ辺でも、非常にダンプがありまして、自治会やら区長会やら、それが朝5時ごろから立って、今日はダンプがこんだけ来たとか、こういう人が来はったとかいう、その立ち番みたいなのをずっとしてたんです。そんなんはしても何もなりませんのやけども、そんなぐらいしかするあれがありませんで、あの、北山でも、もう本当に深い深いところまで掘って、人間がこんなぐらいしか見える、それまで掘って埋め立ててるんですね。そんなこと言うたら何でか分かりませんけども。それ、ダンプがどんどん来るので、何を積んでるか分かりません。それを住民はどうやって検査するのも分かりませんので、そこら辺、何とかひとつ、もちろん条例があればいいんですけども、そういうものができないものなのか、ひとつご検討をお願いしたいと思ひまして、その回答をお願いしたいなと思います。

今回、本当に公害防止協定を結ぶにしても、あっち行ったりこっち行ったりで、こんなんやなという思いがありますんやけども、そこら辺のことについて、何かご回答いただければなと思いますけども、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） ただいま東議員さんの方から、農地の放棄地の埋め立てということに絡んで再質問の方をいただきました。

とりわけ、搬入される土砂の関係について心配の方をされておるということでございまして、これにつきましては町長申しましたように、農地の形状変更の届けが必要になってくるということで、この中で指導要綱ということを決めておきまして、その中におきまして、その土については廃棄物を当然用いてはならないというような規制もございまして、その中で、また地元さんの方に向けまして計画の方をお示しをせんらんということになりますので、その計画の中で、ちょっと地元さんの方から見せていただいた計画書の中で、土質調査の、どのような土を持ち込むかという資料を、検査をするというか、検査を行うということで検査項目の方も上が

っている資料がございました。29年の4月から若干項目が増えたりする部分もございますので、その辺の審査は必要になってくるのかなというふうに思いますが、そのようなことで、持ってこられる材料については安全なものを持ち込むという規定もございますことから、その審査の方を十分にやっていくということになります。

また、防止協定なり云々ということで、関係各課が、農林課なり、私どもの住民課なり、また河川法の絡みになってまいりますと建設計画課ということで、多課にわたっていくわけですけれども、町長の答弁にもございましたように、関係各課で連絡をきちっととりながら、また地元さんの方との協議も進めながら、地元さんに安心していただけるような形での造成なりされる、また、基本的には果樹園の農地を続けられるということもございますので、それだけの土ではなくて、現状の草が生えておる状態のところ若干の覆土をしながら果樹は植えることはできるかと思っておりますので、その辺の指導からも入っていかねばならないのかなというふうに思っているところでございますので、地元さんの方と協力をしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） このことにつきましては、本当にどこか総務課なり、企画振興課なり、何かまとめていただいて、あちこち行かなあきませんので、本当に時間が大変でございます。もう現にガードレールをとれとか、埋め立てしたいというようなことの、仁本木地区の区長に迫っておりますので、そんなことは、こういうことは住民でできませんので、何とか主監なりが、またまとめていただいてお願いしたいなと思っております。

この計画書は多分企画振興課から皆お渡ししていると思っておりますので、ぜひともこの有害のある、そういうのが運ばれないように、また、あそこは危険な道路でもありますし、また用水路も通ってますので、本当はしてもらいたくないんですけども、そういうことでひとつ、誰に一本化を、よろしくお願ひしたいなと思うんですけども、よろしくお願ひします。これで時間がありませんので終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 東さんには、時間ご協力いただきましてありがとうございました。

ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。町長の公務が入っておりますので、再開は1時30分から再開をいたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは、暫時休憩いたします。

—休憩 12時00分—

—再開 13時30分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、地域ケアシステムの構築についてお伺いいたします。

日野町の高齢化率は平成28年では28.3パーセントでした。今後も年々高齢化が進む予測がされ、日野町人口ビジョンでも、平成37年ごろには30パーセントを超える予測されています。現状分析の中で、65歳以上単独世帯、夫婦ともに65歳以上世帯が年々増加しているとまとめられてもいます。また、全国的に平均寿命は医学の進歩等により伸び続けるとの予測もされています。ますます健康寿命を延ばすことが重要になってまいります。また、地域の住みなれた住まいで生活し続けることを目指して、生活習慣病予防、介護予防が大切になってきています。

町では地域包括支援センターを設置し、高齢者の皆さんがいつまでも住みなれた地域で生活ができるよう、介護に関する悩みや心配事、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援をされています。高齢化社会に向けて地域包括ケアシステムの取り組みが急務であると考えます。

以下、何点かお伺いいたします。

1点目は、地域包括支援センターなどでの医療や介護の相談状況をお伺いいたします。

2点目は、介護予防の取り組みやひとり暮らし世帯の見守りなど、地域との連携も必要と思いますが、取り組みをお聞かせ下さい。

3点目は、医療と介護、暮らし安心マップを全世帯に配布され、町内だけでなく近隣市町施設も載せられています。病院、医院、薬局、介護保険施設も明記され、分かりやすい内容だと評価をしています。そこで、かかりつけ医を基本とする在宅医療の現状をお伺いいたします。

4点目は、今年、認知症初期集中支援チームができましたが、取り組み状況をお聞きします。

5点目は、2015年4月から特別養護老人ホームの入所条件が原則要介護3以上となりましたが、待機状況と対策をお伺いいたします。

6点目は、介護と仕事で悩む人を支援するために介護休業制度がありますが、総務省の就業構造基本調査によると、家族を介護されている労働者が介護休業を取得した割合は、わずか3.2パーセントだと言われています。国では制度の改善も行われ、休業中に支払われる介護休業給付金が賃金の40パーセントから67パーセントに引き上げや、来年からは介護休業の取得に関して、原則1回から最大3回まで分割してとることが可能になると聞きます。企業の理解と連携が必要であると思いますが、町の取得状況と問題点をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する町長ならびに教育長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 地域包括ケアシステムの構築について、ご質問をいただきました。

まず、1点目の、医療や介護の相談状況についてでございますが、地域包括支援センターへの相談件数は、平成27年度は1,314件で、今年度は10月末までで549件でございます。相談内容としては、介護サービスの利用に係る相談が最も多く、続いて生活全般への支援、認知症への対応、生活困窮に対する支援、独居の方に対する支援の順となっております。

2つ目の、介護予防と見守りについてでございますが、介護予防の主な取り組みとしましては、運動器の機能向上、認知症予防、出前講座等による啓発などに取り組んでおります。運動器の機能向上の取り組みとしては、地域における「おたっしや教室」や「男性のための運動教室」等の開催とともに、そのサポート役を担うサポート養成講座などを実施しております。また、認知症予防では、「脳いきいきゲーム教室」を今年度から西大路1区をモデルに実施し、あわせてリーダーの養成も行っております。ひとり暮らし世帯の見守りについては、栄養改善とあわせた配食サービスや、脳血管疾患等の発作性のある疾患の方を対象とした緊急通報システム運営事業を実施しております。

次に、3つ目の、在宅医療の現状でございますが、県においては平成28年9月1日現在で、在宅医療にかかわる機関として公表されている日野町内の診療所は3カ所、歯科診療所、訪問看護ステーションはそれぞれ1カ所、また、薬局は7カ所あり、在宅患者を中心に、家族かかりつけ医、病院、歯科医師、訪問看護、薬局、ケアマネージャーなどが協力して在宅医療を支えていただいております。しかし、現状においては、在宅医療を担う医療・保健・福祉の社会資源が十分でないこと、また、多職種連携不足などの課題もあります。地域包括ケアシステムの構築に向けては、高齢者を中心に医療と介護、生活支援、介護予防が連携して取り組みを進めることが求められており、町では、地域の医療・介護・福祉関係者による連携ネットワーク研究会「わたむきねっと」において、在宅医療・介護連携に向けた情報共有や研修会を実施しており、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の包括的な支援に向けた啓発や取り組みに努めております。

次に、認知症初期集中支援チームの状況についてでございますが、平成28年10月よりチームを始動させ、民生委員等から相談を受けた数人の方への訪問を実施し、対象者の状況を把握するとともに、今後チーム員会議を行い、支援方針を検討し、関係機関と連携しながら、医療機関への受診、介護サービス利用の勧奨等を行って

いく予定でございます。

次に、特別養護老人ホームについてでございますが、町内2カ所の特別養護老人ホームの待機者は重複申し込みが可能となっておりますが、制度改正後の平成27年6月1日時点では、それぞれ87人と107人でしたが、平成28年12月7日現在で100人と133人であると確認しております。現在の状況としましては、平成29年度に30床を増床することとし、現在事業所において工事が進められております。また、来年度は第7期介護保険事業計画の策定を控えており、サービスの利用状況や推計、また国の動向や県ならびに圏域の計画、介護保険料負担などを考慮しながら、審議し、検討していく必要があると考えております。

次に、介護休業制度の取得状況につきましては、毎年行っている企業台帳調査で介護休業制度の有無および取得者数を調査しており、平成27年度調査では、制度化されている事業所は57.2パーセント、取得者は1名です。厚生労働省調査によると、介護休業者が常用労働者に占める割合は0.06パーセントとなっております。滋賀県下の状況は、平成25年度、26年度の2年間で介護休業制度の利用のあった事業所の割合は6.9パーセントとなっております。介護休業制度の取得率を向上させるためには、介護休業を社会全体の問題としてとらえ、企業が制度の理解と協力できる体制をつくっていくことが重要と考えており、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。3点ほど質問をさせていただきます。

相談状況についてでございますが、介護者を孤立させないということが大切だというふうに思うんですけれども、高齢者への虐待ということがあります。息子による母親への虐待が最も多く、次に、夫による妻への虐待が多くなっており、原因の多くは介護負担の大きさや知識不足、経済的な問題などが積み重なって、追い詰められることだというふうに聞いております。仕事との両立も難しくなって、生活が困窮することとなってしまいます。在宅介護では、介護者自身の問題の相談も必要なかもしれません。日野町での虐待の状況と対策をお伺いいたします。

2点目は、緊急通報システム運営事業は発作性のある疾患の方を対象としていますが、ひとり暮らし高齢者で希望する人などに広域的な協議を行っていただいて、対象者の拡大というものができないのか、お伺いいたします。

3点目は、介護休業制度についてでございますが、普及していないのが現状なのかもしれません。厚生労働省の調査によりますと、利用しなかった理由というのは、「制度がない」というのが就労者の27.3パーセント、離職者の45.3パーセントで、「仕事をかわってくれる人がいない」が就労者、離職者とも2割を超えていると言

われています。日野町も取得者1名というふうに変少ない状況でございますけれども、利用しない理由というか、要因は何というふうにお考えになっているのか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） ただいま中西議員さんの方から再質問いただきました。

まず、相談状況についてということで、特に虐待の対応ということでございます。日野町の虐待の対応というんですか、虐待の例といたしましては、ネグレクト、介護を放棄するとか、高齢者の方が年金をもらっておられますが、その年金を搾取するというので、その生活が苦しくなっているとか、そういう例があります。身体的な虐待についてはあまり多くないんです。やっぱり経済的な形での生活を、子どもさんなり家族がそういうような搾取することによってということという例があります。

その対応といたしましては、その相談を受けまして、都度民生委員さんなり、また、うちの包括支援センターの職員が協力をして、家庭状況なり、また、その搾取しておられる状況等についても把握しながら、そのことについて理解を示していただいて何とかしようと思うんですけど、なかなかそれが全て進められてるわけではございません。

また、一方では、搾取されている方が、さっきも言いましたように介護を放棄されているというような感じでございますので、どうしてもその対応ができない、家族の人も理解ができないという場合は、昨年度は、実は措置という形で養護老人ホームの方に措置をさせていただいたという状況もあります。

虐待については、さまざまなケースがございますが、主な対応については今申し上げたような形で対応をしているところでございます。

2点目の緊急通報でございますが、先ほど議員の方からもおっしゃいましたように、脳血管疾患、心疾患とか慢性閉塞的肺疾患などの、慢性的な病気のある方を対象としておりまして、平成28年12月1日現在で33名の方がその対象としてご利用をいただいております。その範囲を広げて、ひとり暮らしの人ということなんですが、今、緊急通報システムのシステム内容については、その装置を貸し出しをしまして、緊急情報システムのセンターにおいて、急病であったり、自宅での事故であったりというものをボタン押されたりして、24時間体制で常時見守りをするというものでございます。

ちょっと対象のことについては、今現状、広くということやとかなりの数になってきますので、そうなりますとどういうふうに、財源のこともございますし、また、一人ひとりということになってくると、かなりの費用、財源がかかると思いますので、その辺のことも十分考えなければなりませんし、現時点については、そ

のことについては考えていない状況でございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 介護休業制度がなかなか進んでいないという現状は、先ほども町長の方から申し上げましたように、日野町内についても昨年度は1名というような状況でございます。制度自体を全く、努力目標ですので強制ではないのであれなんですけども、ほんでも半数以上の企業さんの方で取り組み、制度自体はちゃんと持っておられます。

ただ、育児休業というのは世間的にも認知されているのかなというふうに思いますし、家の家族さんの介護で長期の休業をするということが、まだまだ認知が足りないのかなというのが原因かなというふうに思いますし、全体的に企業さんそれぞれの考えというんですか、先ほどもおっしゃいましたように、かわりの方がいないとか、ぎりぎりの人数でやっているんだからというようなこともあるかなと思いますので、ちょっとその辺は、今後毎年企業訪問をさせていただく中で、そういうことについても重点的に聞き取りの方をさせていただいて、原因などをこれからつかんでいきたいなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再々質問させていただきます。

あるお父さんと息子さんの2人暮らしで、お父さんを介護されていた方があるんですけれども、ノロウイルスにその介護されている方がかかれまして、男性がその介護をされるのに大変苦勞されまして、施設にも感染のおそれがあるためなかなか入れないというような状況で、民生委員さん、また、地域包括センターの方にご相談をされまして、これ以上すると本当に手を上げてしまいそうだという状況にまで追い詰められた状態の中で、そこで踏みとどまられて相談されたので改善をしたわけなんですけれども、やっぱり相談というのはとても重要だと思います。その手前で、このような状況、冬になりますとインフルエンザですとか流行性のものになりますと、大変家族の方に負担がかかってまいりますので、相談ということで少しでも改善できれば、この支援センターの意味というのはすごく大きいというふうに思っております。これは質問ではないんですが。

それで、通報システムですね。緊急通報システムというのは、以前にも、4年ほど前にでも、1回質問をさせていただいたときも同じような状況だったんですけれども、広域的なものをとということで、日野町だけではできないというところもあったというふうに思うんですけれども、ご近所の方で、本当にひとり暮らしで、慢性的ではないんですが骨折されたり、何らか、大変不安がっておられる方もあって、窓口にも相談に来られたということもお聞きをしております。何らかそこを改善ができるように、また取り組みをいただきたいと思うんですが、その点はいかがでし

ようか。

そして、企業でございますけれども、懇談会をされているということでございますけれども、改正などがあると思うんですけれども、そういう場合は、この改善内容というのは企業さんにお伝えをされるのでしょうか。改正とか、そういう内容が、条例が変わったりする場合もあると思うんですが、企業に関係するところは行政の方からお伝えして改善をしていただくようにということはされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 緊急通報システムのことについて、再々質問をいただきました。先ほど、今現状については心疾患とか脳疾患の方のみの、ひとり暮らしでそういう方を対象だということで、また範囲を広げられないかというお話でございました。

現状として、先ほどもおっしゃっていただいたように、ひとり暮らしの人で、窓口の方にもご相談あった方も実際いらっしゃいます。その中で、特定疾患の方のみなんですということでお答えをさせていただいて、一方では、民間のそういうサービスもあるので、そういうサービスをご紹介させていただいたケースもございます。範囲を広げるかどうかについては、今後もう一度研究なりしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 制度の改正とかいうのにつきまして、毎年2月ぐらいに、町内の企業さんの人事とか総務の担当者さん寄っていただきまして、監督署の方から労働にかかわる法律などの改正とかそういうなんにつきましては、毎年最新の情報をということで、お知らせとか、労働講座という形でお知らせさせていただいてますので、もしそういうようなことの中で、新しく改正がなれば、そこでまた情報提供をしていただけるというふうにも認識しておりますので。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 今後、地域ケアシステムを構築していくには、本当にこの地域包括センターというのが重要なかなめになってくるのかなというふうにも思っております。

また、午前中に東議員さんが質問されておりましたけれども、今度新しい事業が始まるということでございますけれども、そのときにも相談を地域包括センターが受けて、訪問して、基本リストですか、そういうものも作成するというようなお話もされておりましたので、本当に人員整備もされて、しっかりとこのセンターが起動することを願うものでございます。よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子どもの読書活動推進についてお伺いいたします。

今年も秋の読書週間が10月27日から11月9日で、文化の日を中心にした2週間行われました。読書週間が最初に制定されたのは、関東大震災の翌年、1924年、関東大震災によって大量の読み物がなくなってしまったことを受け、日本図書協会が始めた図書館週間が起源で、その後、昭和に入ると一時廃止になり、第2次世界大戦敗戦後の2年後に再び催されるようになったようです。また、子どもの読書週間は昭和34年に第1回が実施され、2002年からは4月23日が子ども読書の日となっているようです。これらの週間には大人も子どもも本に触れ、読書の時間や自分が読んだ本について家族で会話ができるよう心がけたいものです。

文化庁が16歳以上の男女を対象に2013年度に実施した調査によると、1ヵ月に1冊も本を読まない人は47.5パーセントで、2002年度、前回の調査に比べ10ポイント近く増えています。デジタル機器の影響が多々あるのかもしれませんが、活字離れを感じるデータだというふうに思います。子どもたちには思考力や想像力の低下とまらないよう、読書活動推進を願うものです。

町では、現在第3次日野町子ども読書活動推進計画を策定され、読み聞かせ教育の推進、小学校の朝読書の普及や学校図書館の整備、学校司書の配置などが進められています。基本目標は「読書の楽しみを全ての子どもたちに届け、子どもたちの『生きる力』を育みます」となっています。方針が進み、子どもたちが生きる力を身につけてくれることを願い、何点か質問をさせていただきます。

1点目は、学校司書の配置により、小中学校で読書週間が進んでいるようですが、推進計画に子どもの読書活動に関する調査が記載されています。全国、滋賀県との読書活動の調査結果はどう受け止められておられるのか、お聞かせ下さい。

2点目は、子どもの読書活動推進を図るためには、園や学校、図書館等だけでなく、家庭での読書時間や家庭との連携も必要です。取り組みをお伺いいたします。

3点目は、町立図書館の貸し出し冊数や人数が少しずつ下がってきています。活字離れなどさまざまな要因があると考えますが、推進計画の中で、12歳以下の子どもの図書館利用カードの平成26年度登録率36.2パーセントとなっており、平成31年度目標は60パーセントとなっています。子どもに読書習慣を身につけてもらい、たくさんの本を読んでもらおうと、「読書通帳」を配布している図書館が増えているようです。自分の読書履歴を一目で確認でき、好評というふうに聞いておりますが、読書通帳などの取り組みへのお考えをお聞かせ下さい。

4点目は、人が集まってお互いにおもしろく読んだ本を推奨し、聞き手の興味を引く度合いを競い合う「ビブリオバトル」が教育現場で注目されています。滋賀県でも高等学校から取り入れを始めているというふうに聞きますが、学校司書のアドバイスも重要となってまいります。子ども同士の共感するところであったり、内

容を読み取る力、また、感動したところを話す力も身につけてくるのではないでしょう。ビブリオバトルへの取り組みの、町の考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 中西議員から小中学校における読書活動の推進についてのご質問をいただきました。

例年5月に、小学4年生から中学3年生を対象としました1ヵ月間の読書活動に関する調査を行っております。その結果によりますと、読書冊数では小中学校とも全国・県の平均より少ない値となっています。ただし、推移を見てみますと、平成27年から28年度にかけて、小中学校とも月当たりの読書冊数は増加しております、特に小学校におきましては、月1冊程度増えていまして、全国・県の平均冊数に近づきつつあります。

また、1日当たりの読書時間を見てみますと、学校の授業時間以外に平日に2時間以上読んでいる児童の割合は、全国・県の割合よりも高くなっておりますが、また、一方では30分以下の割合も全国・県よりも高い値となっております、読書時間の二極化が見られるところでございます。

これらのことから、テレビ等の視聴時間や携帯電話・スマートフォンの使用時間を減らし、望ましい生活習慣の確立を図り、読書習慣を定着していく取り組みが必要となる所と考えているところでございます。

また、楽しく励ましながら読書していく取り組みといたしまして、各学校で工夫しております、例えば、読んだ本の冊数によりまして葉っぱが増えていく読書の木を完成させたり、また、お勧めの本の紹介を取り上げたり、また、図書委員会が中心となりまして、本を借りたときですとか、また一定冊数に達したときに、しおりをプレゼントする取り組みなどを行っております。

このようにして読書意欲の喚起に取り組んでいるところでございます。

また、詩や名文の暗唱に取り組んだり、群読集会や音読集会を開催したり、読書ウォークラリーやブックトークをしたりするなどの意欲的に読書の楽しみに触れる活動を工夫しているところでございます。

それぞれの学校が、1年間に1人60冊から100冊を目標として本を読む活動を進めている学校もあるというところでございます。さらに、図書館とも連携しまして、読書指導の充実に努めるとともに、保護者への啓発を図りながら学校としましてもあらゆる機会を通して、読書の質を高める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、家庭での読書時間は、先ほど説明いたしましたように二極化が進んでいる状態でございます。各学校におきましては、図書室や玄関等に親子文庫のコーナーを設置したり、また、親子読書のための本の貸し出しを保護者さん対象に行

ったり、また、読書カードを毎週つけていただいて提出していただく家庭読書の取り組みですとか、親子で一緒に本を読むファミリー読書の取り組みを、それぞれ学校ごとに工夫していただいて、PTAとも協力して進めているところでございます。

子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力の源となる読書の意義をしっかりと伝えて、さらに家庭との連携を図り、読書に対する意欲や関心を高めてまいりたいと思っております。

次に、小中学生の「読書通帳」について、図書館の取り組みの考えをご質問いただきました。

読書通帳とは、銀行の通帳記入の機械と同様の機能で、図書館システムと連動させて、その日借りた本のリストを通帳上のノートに印字するものでございます。導入のためには、多額の読書通帳機などの購入費用が必要となりまして、かかった費用に見合う効果が得られるのかの精査が必要だと考えております。

他方では、甲賀市での、図書館が手づくりした読書手帳を小学生に配布しまして、そこに読んだ本を記入して、決められた冊数に達すると賞状などを授与するなどの実践もございます。町内の学校とともに、たくさんの本を読み、心に残った本を記録するという楽しみを伝えていくことを実現していけたらと考えております。

次に、ビブリオバトルの教育現場への取り組みについてでございますが、ビブリオバトルとは、バトルと呼ばれる参加者が、自分が読んでほかの人に紹介したいと思った本について、原稿を見ずに聴衆の前で5分間のプレゼンテーションを行います。その後、3分間のディスカッションタイムを経まして、全てのバトルが紹介した本の中から一番読みたい本に聴衆も含めた全員で投票をしまして、一番になったチャンプ本を決めるというものであります。ルールが明確で、ゲーム性もありまして、前もって紹介する本を読んでおくことで読書の力がつき、そしてまた人前で本の魅力について語ることでプレゼンテーションの力が重要となることから、最近教育現場で注目されているものです。

始まった当初は大学生や高校生が主体の活動でしたが、その後、大人をはじめ、小学生、中学生も取り組むようになりまして広がりを見せております。滋賀県内では、県の生涯学習課が高校生向けの大会を開き、また、湖南市立図書館では、誰でも参加できる大会を毎年開催しておられます。

日野町でも、今年2月に「学校でビブリオバトルを楽しもう！」と題して、教員や図書館員向けに研修会を実施いたしました。参加者からは好評で、町内の小学校からも取り組んでみたいとの意向を聞いております。

さまざまな条件を解決して、学校と町全体の読書イベントにしていけるかどうか研究してまいりたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

子どもの読書活動に関する調査で、読書時間とか冊数にも二極化が見られるということでございますけれども、この一番の要因となっているものは何かというふうにお考えか、お聞かせ下さい。

また、1年間60冊から100冊を目標として取り組んでおられるということで、読書ノートなど、自分が読んだ本とか、心に残ったことを記録として残せていければいいのではないかなというふうにも思いますので、その取り組みをお願いしたいと思います。

また、ビブリオバトルについてですけれども、研修会の参加者からは好評ということでございますけれども、さまざま条件を解決し、というようなご答弁があったんですが、さまざまな条件というのは、具体的にどのような条件がクリアできればということなのでしょうか。お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（野瀬 薫君） 中西議員より、二極化が進んでいる原因について、どのように考えているかというような再質問をいただきました。

先ほど教育長が申し上げましたとおり、携帯、スマートフォンの使用時間、また、DVDをはじめとするテレビ等の視聴時間の長さによるものと現在把握しております。

例えば、中学生におきましては、スマホを1日どれぐらいさわりますかということですが、日野町での2時間以上という方と全国の2時間以上という方を比べますと、全国に比べて約1.5倍の数値が出ております。また、小学生におきましても、1時間以上なんですけれども、県の数値よりも5ポイント高いという数値が出ております。

また、テレビ・ビデオの視聴時間ですけれども、4時間以上視聴すると答えている小学生が5パーセント多く、ともに3時間から4時間ビデオやDVDを視聴すると答えている子が全国に比べましても5パーセント多いというところ辺です。2時間以上という中学生も全国等に比べますと7パーセント多いため、そういうところによりまして読書時間の二極化が進んでいるのではないかと考えております。

また、本を残しておくという取り組みにつきましては、各学校でもいろいろなことをやっております。例えば、このような読書ウォークラリーのような形で、読んだ本を残していったり、自分のところで記録をしてやっているという実践も聞いております。

家庭とともに連携し、子どもたちが学習に向かえる時間を、そして読書に向かえる時間を増やしていきたいというふうと考えております。またご協力の方よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） ビブリオバトルを実施するには、さまざまな条件を考えているということだと思っているわけですが、まず、この取り組みというものが一体どういうものなのか、どういう意義があるのかということから、教育現場の方に指導といいますか、啓発なりをしていくという必要があるかというふうに思っております。

そこで、先ほど申しましたように2月に、こんなことができるよということで、図書館の学校の主任ですとか、それから司書ですとか、そしてまた図書館の職員に集ってもらいまして、講習会を持たせていただきまして、一定こんな楽しいものなのかというふうなことで理解をしてもらったかなというふうに思っております。

そして、それがどのような時間帯で、現在、例えば読書集会ですとか、それから音読集会とかを、各学校で年間の行事の中に位置づけて取り組んでおりますので、それにいくつも、なかなか時間限られた中で、より値打ちのある活動をというふうに思いますと、学校行事の中にどのように入れ込むことができるかといったこと、それからまた、学年ですのか、また町全体ですのかということも図書館で考えていながら、先ほど申しましたように、大変ルールが明確であり、非常に価値のある活動も含んでおりますので、できるだけ積極的に研究をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再々質問をさせていただきます。町立図書館の取り組みについてお伺いしたいんですけれども、私は、図書館で借りた書籍が地区公民館に返却できることを最近知りました。図書館を利用していたのに全然知らなかったこと、大変反省をいたしましたところなんですけれども、気になりまして周りの方数人に聞いてみますと、知らない方がほとんどでございました。

海士町に今年研修に行かせていただいたときに、島ごと図書館構想というのをお話を聞かせていただいたんですが、公民館とか港などネットワークをして、図書館として推進していこうというようなことでございましたけれども、この日野町も地区公民館とネットワークをとられているのだなというふうに思ったんですが、住民さんには知られていないのではないかなというふうに思ったところでございます。大変これが残念だなというふうに思うんですけれども、今後この地区の公民館との連携について、どのようにお考えかお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 図書館長。

図書館長（高浪郁子君） ただいま、地区の公民館と図書館との連携について、ご質問いただきました。

公民館には以前から本の返却ができるようにはしてあるんですけれども、そうい

ったPRが弱いということもありまして、図書館でカードをつくられるときに登録されると、必ずその使い方について職員が説明するんですけども、そのときにはお話ししているんですが、公民館が近い方、遠い方いらっしゃいますので、なかなか、一旦家を出たら公民館に行くよりも図書館にすぐ行ってしまった方が便利という方も、ある程度いらっしゃるのかなとは思っています。ただ、せっかくそういうふうにルールができていることですので、今後ますますきちんとPRをしていきたいと思えます。

このように、届けたい情報が届けたい方にちゃんと届いていないというPRの弱さについては、以前からご指摘もいただいていますので、今風の届けたい方対象のPRについて、もっと工夫して実践していきたいと思っています。

また、公民館との連携につきましては、全ての公民館ではありませんけれども、図書館の方からある程度の冊数を、例えば2ヵ月とか3ヵ月の間、ロビーに置いていただくようにお届けして、入れ替えしてご利用いただくということもしておりますので、そのことも含めて、ますますPRをしていきたいと思えますので、またお気づきの点などありましたらご指摘いただけますよう、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 図書館に行かなくても返せるということは、日野地区の私たちにとっては公民館も図書館も近いですので、あまり利便性等のことは思わなかったもので、遠い地域の方は、話してみるとそんな近くにあったんなら便利やという話も聞きますので、本当にPR力が、海士町ではないですけど、島ごと図書館というネーミングありますと、すごく分かりやすいです。そういう部分で、本当にとてもいいことをされているのに知られていないというところが日野町には多々あるのではないかなというふうに思えますので、もっとPRをしていただいて、また知った者が口コミで伝えてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、通告に従いまして、学校給食についてと保育問題、待機児童問題について順次質問をいたしますので、明快なご答弁をお願いいたします。

まず、学校給食についてであります。野菜の価格の高騰を理由に学校給食を2日間中止を決め、その後、撤回した三重県鈴鹿市ですが、1日は災害を想定した炊き出し食で、もう1日は食材費の見直しをすることとなり、これでは撤回になっていないと鈴鹿市議会でも問題になっているそうです。

私も、今年の全国的な災害などで野菜の高騰は鈴鹿市だけの問題ではないと考え、

鈴鹿市議の知人に聞いたところ、保護者の方に新聞記者がおられ、地方版のコラムに載せようとしたこの記事を、編集長が全国版の記事にしたことで大きな問題となってしまったようです。

学校給食費は、学校給食の運営に要する経費、主として食材料費として児童生徒の保護者が負担するものであり、各市町ごとにそれぞれ定められています。給食費の経理区分については、小学校では私会計と一般会計が多く、単独校の小学校では私会計が66.7パーセント、共同調理場の小学校は一般会計が53パーセントとなっています。中学校では、単独校の中学校は私会計が66.7パーセントと多く、共同調理場の中学校では一般会計が72.5パーセントと多くなっています。

日野町の経理区分は小中とも一般会計ですが、鈴鹿市は私会計であり、議会ではどうなっているのか分からないそうです。給食が2日間中止と、このことを新聞記事になりましたが、これまでも給食費が不足しそうになると、学校行事を入れるなどをして3時間、4時間授業にするなど、給食を休んでいたことも明らかになったそうです。

そこで、我が町の学校給食でも野菜の高騰の影響があったのか、また、給食費等の関係で授業を変更するなどのことが考えられるものか、このような事態になった場合の日野町での状況、対策についてお尋ねをいたします。

次に、学校給食の県下の平均から見て、日野町の小学校は若干低いのですが、中学校については約200円高いのです。この県平均よりも高い日野町の中学校給食についての、町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する教育長ならびに町長の答弁を求めます。

教育長。

教育長（今宿綾子君） 野菜の高騰によります、日野町での状況と対策につきましてのご質問をいただきました。

全国的な災害や日照不足などの影響によりまして、野菜価格の高騰は、日野町の学校給食で使用しております野菜も、葉物野菜にとどまらず、ニンジンやジャガイモ、大根などの根菜類におきまして、昨年度に比べ高値が続いております。

しかし、学校給食の賄い材料費につきましては、保護者の皆さんにご負担いただいている給食費を財源としておりまして、その予算の中で、使用する食材や部位を変更するなどして献立を立てているところでございます。その中でも、栄養面への配慮と必要量をしっかり保ち、工夫を凝らした学校給食の提供に努めているところでございます。現在のところ、今年度も予算の範囲内で給食を提供できる見込みでございます。

次に、中学校の給食費についてでございますが、まず、日野町の学校給食費につ

きましては、成長期にあたる中学生にとって、栄養バランスのとれた安心で安全な給食を提供するために、過去の給食実施における実績と、食材価格の実績や近隣市町の給食費などを参考に算出しておりまして、現在月額4,500円を徴収させていただいております。県内の平均月額が4,308円、これは平成27年5月1日現在の調査によるものでございますが、その価格よりも若干高くなってはおりますが、町では、子どもたちの成長に大切な時期の食生活に給食が重要な役割を担っていると考え、日野町学校給食実施方針に基づきまして、今後も現在の月額にて運営をしてみたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、再質問をさせていただきます。

日野町の食材費等で、その中でやっていけるということで安心をいたしました。ただ、先ほど私が質問の中でしましたように、この給食費等の関係で授業を変更する、そういうようなことが日野町の学校給食でもあったのかどうか、また、そんなことが考えられるのかどうかということをお尋ねをいたします。

そして、今年3月議会に、長浜市が経済的負担を軽減することで子育て世代の市外への流出を防ぎ、転入を増やしたいと、県下初で小学校給食を無償化したことを受けて、憲法26条の、義務教育はこれは無償とすると定めているということからも、給食を食育という観点から見るとも含め、本来は無償でしかるべきだと思っていること、今後、児童福祉の観点からも求める質問をしております。その議会での教育長の答弁は、子どもの6人に1人が貧困と言われる中での、学校給食の果たす役割の大切さ、人口減少に対応するため、子育てしやすいまちづくりを進めるために給食費の無料化は大事な課題だと考えているとの発言もある中、経済的に負担が困難な家庭には、就学援助制度により給食費を実質的に無償にしていると説明をされました。

限られた財源の中ですので、すぐに無償化とはいかないということは重々分かっております。しかし、日野町の中学校給食については、長年の町民要望の実現で、自校直営方式で、分量も十分でおいしい給食が実施されていることは、私も何度か他市町からの視察に立ち会い、試食をさせていただいているので承知をしておりますし、食材費を抑えよということとは言えません。しかし、学校給食の無償化が進む中で、県平均よりも高いということについて、せめて平均並みに努力されようとは思われないのかというところを再質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（古道 清君） まず、給食と学校の行事と授業との関係でございますが、学校行事に合わせて、各校での単独方式のよさを生かして給食を合わせていくということはある得ても、給食に合わせて学校、授業、行事を合わすということとはござ

いませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それと、無償化の部分での考え方に基づいてということではありますが、基本的に日野町での給食費負担というのは、全額でいくと9,000万円余りにのぼるということになりますので、その額を毎年負担するとなると大変な額になろうかと思っておりますので、いろんな議論が必要かと思っております。

それで、中学校給食の給食費につきましては、県下平均を上回るという実態がございますが、当初の設定時におきまして、近隣の状況も踏まえ定めさせていただいたと。当然、小学校給食の献立構成を基本にしつつ、中学校に必要な栄養量、あるいは熱量等を踏まえて、そこを賄うにはいくら必要かということに基づいて、算出させていただいた結果としての設定でございます。現状のところでは、その額でご理解をお願いしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 私が初めて中学校給食を訴えて、藤澤町政になってようやく実現いたしました。実施まで20年近くかかっております。憲法26条、義務教育については無償であるべきということは、今後何年かかっても私は訴えていかなければならないと思っておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

次に、保育問題、待機児童解消についてを質問いたします。

先月、日野町の地方紙に、平成27年度末現在の収入未済額の表とともに保育料の滞納問題も掲載され、公立保育所の保育料の滞納が86万円、滞納率1.5パーセントに対し、民間保育所の滞納金が759万円、滞納率は12.3パーセントと書かれ、行政はしっかりとした対応をとるの記事が載せられていたことで、保護者の方などから、なぜ私立の保育園だけがとの疑問が出ています。

今年の決算資料の審査意見書の収入未済額の表が引用されているようですが、決算特別委員会ではこの記事のような説明はされませんでした。そこで、この収入未済額の正しい見方、説明を皆さんに分かるように、分かりやすく説明をしていただきたいと思っております。

次に、9月議会でも質問をいたしました待機児童問題です。待機児童解消に対応するため、平成26年度に第二わらべ保育園の新設で60名、平成27年度にはこぼと園の改築で30名増員、平成28年度はあおぞら園鎌掛分園の開設で30名増員、来年度に向けても、桜谷こども園の開設で20名の定員増と第二わらべ保育園に20名の定員増をお願いするなど、他市町では考えられないほど、かなり思い切った対策をとってきた日野町ですが、最近の生活事情からか、それでも待機児童はゼロにはならないようです。

そこで、来年度保育所入所申し込み、待機児童状況をお尋ねします。また、今年の議会報告会において、西大路地区の方から、保育所のない地区として幼稚園の延

長保育を希望される意見が出されました。保育所待機児童解消につながる、幼稚園の5時、6時までの延長保育についてのお考えをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） まず最初に、保育料の滞納に係る地方紙の記事に関してですが、負担金で保育料の未納額が759万円、使用料で公立保育所の保育料の未納額が86万円との数字が掲載され、負担金の未納額759万円は全て民間保育園の未納額であるとの記事でございました。

これにつきましては、子ども・子育て新制度の開始に伴い、それぞれ公立・私立ともに負担金として歳入していたものを、公立については使用料とする改正があり、27年度予算より公立につきましては使用料としたものです。記事では平成27年度の決算についての記事であり、ここでの負担金の未納額には平成26年度までの公立の未納金も含まれており、その中身としましては、759万円のうち公立分が約455万円、私立分が約304万円となっております。

次に、保育所の入所申し込みの状況でございますが、10月に行った結果、入所申し込み数は503人となり、初めて500人を超えました。また、昨年までは低年齢児の児童の入所に苦慮しておりましたが、3歳児、4歳児につきましても想定以上の申し込みがあり、保育所の入所に合わせて15名程度の調整が必要な状況となっております。12月4日には、新規の入所申込者の面接を実施し、保護者の就労等の状況の把握を行っており、待機児童を出さないよう調整を進めたいと考えております。

幼稚園の延長保育に関しましては、教育長から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 現在、保育所におきましては、町域全体の保育ニーズに対応して設置されておまして、また、一方で、幼稚園につきましては、小学校と同じ通学区域のもとで小学校との連携・接続を図ってまいりました。こうした中でございますが、近年では保育所の待機児童の解消が課題となっているところでございます。保育所の保育定数の調整だけでは対応困難な場合にあっては、幼稚園としても緊急時対応としまして、保育所機能に準じた預かり保育の実施を検討していかねばならないと考えているところでございます。

しかしながら、早朝および延長保育を実施するとなりますと、これに対応する人員の確保と配置が必要となりますことから、保育を真に必要とする子ども・保護者に対応し、効果的な運営ができる施設を精選する必要があると考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） それでは再質問をさせていただきます。

平成26年度までは私立・公立とも負担金としていたのを、平成27年度より公立を

使用料、私立を負担金としたことで、この大きな誤解を招いたというように考えられます。また、今の答弁の中で、平成26年度までの公立の未納額も含まれており、内訳としましては、759万円のうち公立が約455万円と言われましたが、これにプラス27年度の公立の未納額86万円を足して、27年度の合計は、公立が約541万円になると見てよろしいんですね。私立が304万円ということでもいいのかどうかというのを、1つお尋ねをいたします。

それと、保育料につきましては、この徴収は役場の方でされており、保育園側ではどの方が未納者なのかということとはつかめないようですね。だから、滞納整理につきましては公立・私立同じ対応されていると思いますが、どのような対応をされているのか、お尋ねをいたします。

また、幼稚園の延長保育についてであります。保育所の保育定数の調整だけでは対応困難な場合にあっては、幼稚園としても緊急時対応として、保育所機能に準じた預かり保育の実施をしなければならないと考えているところですよというふうに答えていただいております。しかし、対応する人数の確保と配置が必要ということですけども、日野町での保育士さんや幼稚園教諭の採用については、両方とも資格を持っておられる方を採用されていると聞いております。保育園は保育園として採用されたり、幼稚園は幼稚園として採用されているのでしょうか。そうでないとしたら、どちらの対応もできるという形でしたら、保育園で保育士が6時、7時までもの保育ができるのに、幼稚園でできないというのはなぜなのかというふうに考えますが、その点をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま、保育園の滞納問題についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、公立につきましては、86万円を足した541万円でございます。また、私立は304万円となっております。

徴収につきましては、全て役場で行っているということでございますが、公立・私立問わず、まず未納が発生した場合には、すぐに滞納の督促通知などを送っております。また、電話もすぐにかけて、とにかく残らないようにという対応に心がけているところでございます。また、2ヵ月、3ヵ月たってくると、場合によっては訪問するというような対応にも努めております。

ちなみに、平成27年度の公立・私立の収納率につきましては、公立が98.52パーセント、私立が98.19パーセントということで、まずよく似た状況でございます。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（古道 清君） 幼稚園教諭、保育士の採用の件であります。採用の方は総務人事の方でするわけでございますが、現在、幼稚園、保育士教諭両方の資格を

持った人を採用いただいているというような実態でございます。したがって、人事異動によりますが、幼稚園に初任で来ても、保育士になって保育所に行っても構いませんし、保育所から幼稚園の方に来ていただくということもございます。

それと、幼稚園の教諭が延長の方に入れへんかというご質問でございますが、現在、基本としましては幼稚園の方は担任制をとっておりますので、幼稚園教諭の資格を持っている者は担任として入っておりますから、いわゆる朝の時間帯から入って、午後の分にいるというような状態でございますので、預かり保育にしようと思えば、早朝に出てとか、あるいは保育所に準ずるならば6時までとか、そういうような対応での時間のシフトが必要になってまいりますので、そういった意味では、今いる現員でそれを対応するというのは困難でございますので、それ用のローテーションの人員が必要になってくるということでございます。それとまた、あわせて幼稚園については担任制をとっておりますので、早く来て早く帰るとか、遅く来て遅くまでいるというような対応は、その点はちょっとローテーションは困難になってまいりますので、そういった人員が専属に必要なことになるということでもあります。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） なかなか私には理解ができない部分があるんですけども、ちょっと私自身もこれから勉強していきたいと思っております。

平成24年から、この待機児童が出始めて、先ほども申しましたように、他市町では考えられないほどの思い切った対策をとってきた日野町です。今後出てくる待機児童の問題についても、もっと柔軟ないろいろ工夫をした、そういう対応をしていただくことを期待をして、今日の私の質問は終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、通告書に基づきまして3つの項目について質問させていただきます。

はじめに、保育ニーズに応える保育体制について質問いたします。

年々保育ニーズが高まる中、受け皿となる保育体制の充実を図っていただいております。来年度に向けては、認定桜谷こども園の設置、そして、西大路幼稚園の3歳児保育の受け入れをしていただく計画です。今年度は、4月から日野幼稚園鎌掛分園を1・2歳児の保育所あおぞら園鎌掛分園として、また、南比都佐幼稚園の3歳児保育の受け入れをしていただいたところでございます。来年度の入所入園児の申し込みの状況をお聞きしていると、保育所のところで定員を超えており、調整が難しいとお聞きしています。傾向としては、5歳児・4歳児・3歳児の方も保育所入所希望が増えているとのことであります。

幼稚園では保護者の就労時間と合わないため、朝早くから夜遅くまで預かってく

れる保育所に預けざるを得ないという実態かと思えます。このような状況を見ますと、幼稚園の預かり時間では入園できる子どもが制限されるのであれば、今後幼稚園を幼稚園型認定こども園として、保育時間を午後6時、さらには7時までの延長保育の体制にしていかないと保育ニーズに応えられなく、ますます待機児童が増えると予測されます。すぐには難しいことかと思えますが、社会背景はどんどん変化している中で、行政の考え方が後手に回らないようにご検討していただきますようお願いをいたします。

また、2世代同居が少なくなった現在では、親が子どもとどう向き合えばよいのか学習する機会もないのだと思えます。そこを補うには、子どもとどう向き合えばよいのか、子どもとのかかわり方を指導していただくことが大事なことかと思えます。そこでお尋ねをいたします。

1つ目に、来年度の入所入園児申込者状況をどのように考えておられるのか。

そして、2つ目に、今後保育ニーズに応える保育体制をどう考えますか。

そして、3番目に、親が子どもとどう向き合えばよいのか、子どもとのかかわり方、愛着関係のつくり方などを学ぶ機会をどうつくっていかうと考えておられるのか、教えて下さい。

以上の3点について、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長ならびに教育長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 保育ニーズとそれに応える保育体制についてのご質問をいただきました。

まず、来年度の入所入園児の申し込み状況でございますが、保育園と認定こども園をあわせて、申込数が500名を超えることとなりました。一方、幼稚園の申込数が前年度比で約50人の減となり、改めて保護者の保育ニーズへの高まりを感じたところでございます。

また、南比都佐幼稚園と西大路幼稚園での3歳児保育の実施とともに、3歳児はもう少し幼稚園の申し込みが増えるかと思っておったのですが、子どもの人数もあります、前年度比21名の減少となったものでございます。子どもを長時間預かることの必要性が高まっているということだと思っております。

次に、今後の保育ニーズに応える体制についてでございますが、長時間預かる体制整備が必要であると考えております。保育所については定員を大きく超える状況にあり、施設に余裕のある保育園の活用が必要となってまいります。来年度から桜谷こども園が開園しますが、今後教育委員会とも協議を進め、幼稚園での預かり保育の実施について、また、認定こども園について検討を進めていくことが重要と考

えております。

次に、親と子のかかわり方等に関する質問でございますが、旧桜谷幼稚園を活用した児童交流施設ポケットで、親子で参加できる事業の取り組みを行っております。また、ふだんかかわりの少ないと思われるお父さんの参加を進めるため、月一度、日曜日に開催し、父と子の交流にも努めております。年に一度はちびっこまつりを開催し、地域のボランティアの方々とともに親子で楽しめる場を提供しております。

現在の家族関係の中で、子育て等において孤立されることをなくすよう交流の場を提供しながら、よりよい親子関係の構築に向け、関係各課が協力しながら施策を進めていきたいと考えております。

なお、親と子のかかわり方など、学ぶ機会については、教育長から答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 子どもとのかかわり方などを学ぶ機会をどうつくっていかうと考えているのかということについて、ご質問をいただきました。

例年11月、新年度に新1年生として入学する子どもとその保護者の皆様を対象に、就学時健康診断を実施しております。町の教育委員会では、全保護者さんが集まって下さるこのような機会を利用しまして就学前の学習講座を開催しております。親と子どものかかわり方についての啓発を行っております。

今年度は「家族の絆を深め、心豊かな子どもを育むために」というテーマのもとに、日野町スクールソーシャルワーカーの先生方に子どもとの接し方についてのご講話をいただきました。

一方で、親と子のよき関係、良好な人と人のきずなづくりは、講演をお聞きしたり本を読んだりするだけではなく、同じ悩みを抱えた保護者同士話し合いをさせていただいたり、実際に身近な地域の子どもたちとともに活動をしてコミュニケーションを図っていただいたりして、子育てでの孤立感を持つことのないようにしていくことも大切だと考えております。

また、愛着ですけれども、愛着は微笑行動ですとかアイコンタクトを受け止めて、安心関係を築くことによって形成されますことから、まさに乳幼児期でのかかわりが大切となると思います。安心・安全な環境の中で、人としてその時期に促さなければならない発達を踏まえることの大切さや、保護者支援、子育て支援の観点が必要であると考えます。

町の教育委員会といたしましても、幅広い地域社会の皆様の参画により、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの成長を支える体制をつくり、地域の皆様が学校とのかかわりの中で気づき学ぶ機会として、地域とともに歩む学校づくりを目指していきたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問をさせていただきますが、回答によりますと、長時間預かる体制整備が必要であり、今後、教育委員会とも協議を進める、幼稚園での預かり保育、認定こども園についての検討を進めていくというご認識を示していただきました。やっとな教育委員会の方も分かっていたら、動いていただけたのかなというふうに思います。

そこで、教育委員会の方にお尋ねをいたします。保育所については定員を大きく超える状況でありますので、幼稚園を保育所のように午前7時半から午後7時までの延長保育のできる施設にすれば、幼稚園へ希望する申込者が増えることは確実にあるということと考えます。

それで、3点ほどお聞きしたいのですが、1つ目に、教育委員会はこの現状をとらえ、今後幼稚園を保育ニーズに応える保育体制にする考えはあるのかどうかということで、お尋ねをいたします。

そして、2つ目に、延長保育ができる保育体制にする方法として、どんな方法を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

3つ目に、来年度からでも早期に保育体制を整備していかないと、待機児童が増える状況にあります。幼稚園の保育体制をいつから実施、対応しようと考えておられるのか、教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

そして、通告書の3つ目でありますけど、子どもの育ち、かかわり方については福祉課の方の見解をお尋ねしたいのですが、幼い幼児時期からの保育所に預けることは、子どもの育ちにどう影響するのかが心配するところでもあります。そんなに心配せずとも子どもは子どもで柔軟に対応し、保育所で多くの子どもと接することで、さらに大きく成長するということも考えられるわけですが、しかしながら、子どもと親との接する時間が少なくなる分、家庭での子どもとのかかわりの時間を大切に、十分に愛着を注ぐことが大事であるというふうに思います。

そうした中、保育士さんとの親との毎日のかかわりの中で、しっかりとコミュニケーションをとっていただき、乳幼児の保育所での様子を親に伝えていただくような、親への子育て支援といったことが大切であるかというふうに思いますので、そういった取り組みもされていると聞いておりますが、福祉課長のそういったところのご見解をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（古道 清君） 幼稚園としての保育体制をとることについてということですが、当然のごとく、どの子も日野町の子どもでございますし、同じように保護者さんもいらっしゃるということで、最善の幼児教育、就学前教育・保育がとれる体制をとらなければいけないという考えでおります。

そういった中、幼稚園につきましては、平成27年度で定員の50パーセントを割り、さらには今年度において40パーセントを割るというような事態に至ったということで、急速に保育所ニーズの高まりとともに、幼稚園のその分でのニーズが低下しているという実態がございます。

そういった中で、当然のごとく、今ある施設をどのように使っていくかということでは、保育体制を、延長保育あるいは預かり保育、あるいは今、桜谷幼稚園、保育所のさくら園の方でやりました、認定こども園というような形での方向性が必要になってくるのではないかと考えております。

したがいまして、どの延長につきましても、どのような方法かということでございますが、当面、預かり保育をするということでございますが、全体的な流れといたしましては、国においても、就学前教育としての幼稚園教育のよさと保育所の保育ニーズの高まりについての方向として、認定こども園というものを国の方も進めている現状がございますので、方向性としてはそのような方向に向かうのではないかと考えております。

それと、いつからかということでございますが、当面、先ほど教育長答弁ございましたように、預かり保育によって、今の緊急事態を回避していくように対応していきたいと考えておりますし、当然、今の幼稚園ニーズと保育所ニーズの関係から申し上げますと、さらに来年度の募集においては、その状況が進むのではないかとということも考えております。そういったことから考えますと、やはり新年度において、早い時期において方向性を見出していく必要があるのではないかと考えておまして、さらに議論を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま齋藤議員の方から、親子の愛着、また、保育士と親子のつながり等についてご質問をいただきました。

そのような中で、現在小さなゼロ歳児から多くの子どもさんを保育園の方ではお預かりをしているわけでございますが、現場といたしましては、各保護者さんの就労形態にもよるんですが、少しでも早く迎えに来てほしい、来てあげてほしいということは常に親御さんにお伝えしながら、親子との愛情、少しでも長い時間、親子が接せられるようにというようなことも進めているところでございます。

それと、日々子どもさんのその日の出来事につきましては、ノートを通じましてお返しして、家庭からもお返しをしてもらいながら、子どもさんの情報を共有するように努めているところでございます。

また、こんなことを言っはなんですが、少し気になるお子さんに関しては、必ず迎えに来られたときに時間をとりながら、担当の保育士の方がしっかりお話をし

て、状況が悪化しないようなことも努めているところでございます。

また、保育士につきましても、やはり研修ということが非常に大事でございまして、こういうあらゆる場面に対応できるようにということで、特に今年から各保育園におきまして、大学の先生に来ていただきまして、大学の先生とそういうスキルを持った講師の方に来ていただきまして、現場で、その園で各子どもさんに対して接し方というのか、そういうことをそういう先生に見せていただいて、改めて研修するというような方法もとらせていただいております。

今後におきましても、あらゆる機会を通じて、親子の愛着、少しでも進められるよう進めていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 幼稚園の方でも早期に対応していくという認識でいただいているということは、本当にありがたいということで、その取り組みの方をお願いしたいと思っております。

少し再々質問をしたいと思うんですけど、先ほども池元議員からも同じような質問があったわけですけど、幼稚園の預かり保育でありますけど、現在は4時半までの預かり保育をしていただいているということでもあります。それを保育ニーズに合わせようと思えば、7時までも預かりができるようなことであれば保育ニーズに合うのかなというふうにも思います。そののところがいろんなところで、先ほどもお話があったように、それを対応できる先生を整備するという事はなかなか難しいかと思うんですけど、そこは保育所の方でも、そこを苦慮しながら整備をしていただいているというところもありますので、幼稚園の方でも、そこをできる限りの今後の努力をしていただきたいと思います。

そのこのところで、7時、先ほども6時と言われてますが、7時までのそういった預かり保育というのは可能かどうか、実施するのは可能かどうかというところで、再度お聞かせ願いたいと思っております。

そしてもう1つ、保育所の方ですけど、それも保育時間についてでありますけど、桜谷こども園、そしてあおぞら園の保育時間は、午後6時までの延長保育をしていただいております。こぼと園、わらべ保育園、第二わらべ保育園につきましては、午後7時までの延長保育をしていただいているのでありますけど、なぜそこが違うのかというところなんですけど、先ほども言いましたように、保育ニーズとしては長くしてほしい。6時に迎えに行くのは、かなり勤務しながらでは難しいという実際の、現実のところはあろうかと思っております。そこを受け皿として、全てがそんなふうにするというのはなかなか難しいかと思うんですけど、できればそういうような形にする方が望ましいかなというふうにも思うんですけど、そのこのところで、保育所の方でもお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（古道 清君） 幼稚園の預かりにつきまして、19時まで可能なのかということですが、まず、現状での保育所での保育の時間につきましても、まだ時間によって、園によって差があるというような現状でございます。

そういった中で、幼稚園だけが独立して動いているんじゃないで、全体的な中で人の確保とか、そういうことを踏まえて、どのように人的資源を集中するかという検討が必要かと考えておりますので、今のところで、幼稚園だけで単独で19時までできますよというようなご返事を申し上げるような状態ではございませんので、まず、日野町全体での保育についての検討を重ねる中で、どういう対応をするかということを決めていきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） 保育時間の問題でございます。現在、あおぞら園とさくら園につきましては午後6時までということで、保護者の皆様方からは延長してほしいという要望はお聞きはしております。

しかしながら、現状といたしまして、ローテーションに入っていただく保育士が足りないとかいうような問題がございまして、現実にはなかなか厳しい状況もございまして。

しかしながら、保護者のニーズについては十分聞いているつもりでございますので、今後前向きに考えていきたいというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 要望としておきますけど、こうした同じ乳幼児保育にあって、保育所と幼稚園で窓口が異なる、担当課が異なることの弊害があるように思います。来年度から認定こども園ができることもあり、教育・保育の両方がスムーズに対応できる整備が必要であると考えます。

また、あわせて乳幼児期の子どもとのかかわりが大切でありますので、子どもが安心して保育所に行ける環境づくり、親が安心して保育所に預けられる環境づくりに努めていただき、さらには保護者支援、子ども・子育て支援の充実を進めていただきますようお願いをいたします。

また、待機児童解消のためにも、空き教室を利用して、幼稚園の保育ニーズに応えられる保育体制を早期に整備していただくことを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、2つ目の、高齢者運転免許証自主返納支援事業について質問をいたします。

近年、高齢運転者による交通事故が全国的に増えてきています。高速道路での逆走や、ブレーキとアクセルの踏み間違いやドライブとバックのギアの入れ間違い等、

高齢者が加害者となる事故が多発しています。

高齢者の事故を未然に防ぐために自主返納高齢者支援制度ができていますが、車社会にあって、どこへ行くにも車がなければ大変不便であります。車は毎日の生活に必要不可欠なものとなっています。高齢になって免許証返納に踏み切るには至難の業であります。もうそろそろ運転免許証の返納を考えないといけない状況にあっても、まだまだ大丈夫と車に乗っておられるのではないのでしょうか。

こうしたことから、今後ますます高齢者運転者が増え、事故も多くなることが予測されます。現在、70歳以上の運転免許証取得者には、運転免許証更新時に高齢者講習を受講することが義務づけられています。また、75歳以上の方が免許証を更新するときには、高齢者講習の前に講習予備検査を受けることが義務づけられることが、来年3月からなるということでもあります。認知症であるかどうか検査をするだけでなしに、高齢者への利用しやすい交通機関の充実やタクシー無料券のサービス提供をしてほしいという声があります。

滋賀県警察では、運賃割引、商品割引をされる協賛店を募集されています。近隣市町でも、自主返納高齢者に対して、無料回数券を交付等のサービス提供をされています。日野町でも運転免許証を自主返納される方へのいろいろな優遇措置の検討・実施をしていただくことで、町の交通安全対策に成果を上げることになるのではないかと思います。

そこでお伺いします。

1つ目に、高齢運転者による交通事故について、町はどう考えられるのか。

2つ目に、自主返納高齢者支援制度について、町はどうお考えなのか。また、その町の取り組み状況をお聞きいたします。

以上の2点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 高齢者の運転免許証自主返納支援事業についてでございますが、まず最初に、県内で昨年発生した人身事故5,879件のうち、65歳以上のドライバーによる事故は902件で、その割合は15.3パーセントであります。日野町では48件の人身事故のうち、高齢者の事故は13件発生をいたしました。

高齢者の未然事故防止対策は、加齢による認知機能や身体機能の衰えが自動車運転に及ぼす影響を認識していただくことが重要と考えております。町では、老人クラブ連合会のご協力のもと交通安全教室を実施し、高齢者の交通安全意識を図り、加齢による各種機能の低下を自覚していただいた上での地域の各種行事や、シルバーキャラバン隊の活動なども行っていただいております。

次に、運転免許証の自主返納制度についてでございますが、身体機能の低下等により運転に不安を抱く高齢運転者が運転免許証を返納しやすい社会環境をつくり、

運転免許の自主返納を促進するものでございますが、県内では、自主返納された高齢者は平成22年の170人から平成27年には2,861人と大幅に増加しております。今後ともさらに増加するものと見込まれます。東近江警察署での日野町在住者の自主返納は、昨年24名でございました。

自主返納高齢者支援制度につきましては、県の支援制度において、路線バスやタクシーの割引制度などが実施されており、それらの制度の啓発を行っていきたいと考えております。町独自の支援制度については、県下の市町の状況なども参考にしながら研究をしてみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） ご丁寧に回答いただきましてありがとうございます。

企画振興課長の方に再質問いたしますけど、高齢者による事故に比例して、自主返納される高齢者も増えているということでもあります。交通安全対策の1つとして、高齢者が自主返納しやすい社会環境を整えていくことが重要であります。免許証の自主返納は他人事ではなく、いずれ時期が来れば誰もが悩むことになると考えられます。私が申し上げたいのは、自主返納の対象となる該当者が年々増えることは事実でありますので、早急に返納しやすい社会環境を整える対策を検討していただく必要があるということでもあります。冒頭話しましたように、滋賀県の警察では自主返納高齢者支援制度を先駆けて実施をされておりますし、近隣市町でも、その優遇措置をされております。便利な交通手段を構築してほしいという声を聞いておりますし、また、買い物難民にならないようにということで検討していただきたいものであります。

日野町におきましては、路線バスを70歳以上の方は無料としていただいております。そして、自主返納を促すということでも、交通機関を充実さすということで、町営バスの路線バスをさらに充実してほしいという期待があるわけですが、現状を見ていますと、乗っておられる方も少ないということで、これ以上便数を増やせというのは、なかなか言いにくいということも聞いております。

県の方では、先ほど言います自主返納のサポート制度ということで、企業の方に協力、また店舗の方に協力してほしいということで、協賛の募集はされておりました、これは自主返納で免許証を返しますと、運転免許証経歴証明書というのがもらえて、それを提示すると高齢者の方に恩恵がある、対して商品とか施設利用の割引がきくということでもあります。そういったことを日野町でも、また協賛店を募集というような取り組みで、自主返納された方にそういった優遇措置がある、また、それを返納しやすいという環境づくりという中で、取り組みもできないかなというふうに思うわけでございますが、例えば、タクシーの無料券のサービスということで提供してもらえないかという声もあるわけでございます。そういったことを、企画

振興課としてはどのように考えておられるのかというところで、お聞かせを願いたいと思います。また、ほかによい方法があればというところでも対策をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま齋藤議員の方から、これから高齢者の方がどんどん増えてくる中で、当然免許の返納も進めていかんならんし、高齢者の中で公共交通含めて足の確保についての充実をとということでございます。

ご存じのとおり、今5台のバス、それから1台デマンドタクシーを活用しまして、目いっぱいさせていただいているところでございます。ただ、おっしゃるとおり、便利かといえば、しっかりと時間を見て、それに合わせて動かないと動けないというのは確かな話です。

ただ、それをすれば行けるといように組んでいます。おっしゃるとおり、今まで車ですと、当然のごとく自分の時間で自分で行けますので、当然それが一番便利に決まっておるんですが、じゃあそれと同じように、免許返したら同じようにしてもらえるかというのは、それは無理です。はっきり言いまして。

ただ、今言いますように、それは日野町だけの話ではないんですね。ほかのところでもいろんな事例、今なってます。それについては、地域で、それから事業者、町、おっしゃったように企業と入った中で、いわゆる日ごろから公共交通を利用していなかった人、車だけの方が、じゃあ返納したからすぐに公共交通乗れるかいうと、実はあまり乗らないのが現実です。本当は日ごろから、車あるけども一遍乗ろうかと、たとえなかなか大変やけども、こうして乗らなあかんよなど、実際はそういう中でやっていかないとなかなかできないんですというのが、いろんな事例から聞いていると、そういう話です。

で、実際に、今、往復1便しかないやつが路線の中にあるわけですが、それをずっと使っておられる方はおられます。実際の話。ですから、そういう、いいとか悪いとかじゃなしに、公共交通で今限られた中でやるという部分については、そういう部分もあるんだということは理解していただきたい。全てその中で、返せばどんどんとふくらますということができない中で、じゃあどこができるのか、じゃあそこを利用するためには、皆さんが協力していただかないと当然維持できないので、その部分はどうするのかという部分も含めて、一緒に考えていかんなんというふうに考えています。

今おっしゃられましたように、タクシーの無料券、今、障がいの方等には出ております。じゃあ、タクシーの無料券ですっとやっていくのか、それを町として全部それをやるかわりに、じゃあこの公共交通の部分、ここは削りますよ、スクラップアンドビルドでやるのか、全部ふくらますのか、その負担はどうするのか、それ

を全部含めて考えていかんならん違うのかなというふうに考えております。

基本は、やはり地域も当然、その中で助け合う中でやっておられるところもござ
いますし、事業としてやっておられるところもございまして、いろいろとこれか
ら町の方も研究していかんなんと思っておりますけども、今こうできますというのは、
ちょっとすぐにはお答えできないという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今、回答いただきましたように、大変難しいことかなというふ
うにも思います。それはもう重々分かってのことでもありますけど、再質問はいたし
ませんが、お願いというか提案というかで、またお願いしたいんですけど、やは
り今も地域での、お互いに助け合って、車に乗り合って一緒に買い物をするように
話し合い、申し合わせることもできないのかなということも考えます。今後、自助、
共助という点でも、地域で対策を考えていくということも必要ではないかなという
ふうに思います。

高齢者の交通事故を未然に防止するために、公助という点では、高齢者の声を聞
きながら免許証の自主返納を促す、よい社会環境を構築していただくように、今後
ともご検討をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3つ目の、町の観光お宝マップ作成について質問いたします。

今年で21回を迎えた綿向山の日は、前日の寒い天候で、山頂近くにはところどころ
雪が残っていました。平日でありましたが、800名からの登山者でにぎわっていた
ということで聞いております。綿向山は、登山ルートが整備された樹氷のきれいな
山としても知られていることから、平日でも遠くから多くの登山者が登られていま
す。

登山を愛する方々から聞くことですが、日野町で綿向山のほかにも登山をする山、
ハイキングするところがあるように聞きます。以前には「日野ふるさと名山7山」
が紹介されたこともあります。あまり知られていない登山コース、ハイキングコー
スのいくつかのコースを情報発信することで、多くの方が行かれていない山の登山
を楽しむことができるのではないかと思います。

健康推進を目的にウォーキングを企画され、公民館事業として実施されています
こともあります。また、東近江市では、奥永源寺溪流の里道の駅を拠点に、東近江
の名山「鈴鹿10座」を紹介をされております。また、近隣市町では遊歩道の整備も
されております。日野町でも遊歩道を整備してほしいという声も聞いております。
今は紅葉の季節ということで、木之本の鶏足寺が人気であります。日野町内でも
多くの寺院や名所、史跡があります。町内で知られていないところでよいところ
があるのではないかとというふうにも思います。

日野町の宝を発掘し、情報発信することで、観光集客につながらないかという思

いであります。地域の名所・史跡めぐりを、サイクリングやウォーキングで見て回れる町の宝を紹介するマップ冊子はできないかと思います。それが、地域住民の健康推進に役立ち、さらには地域が活性する地域振興に役立つことを期待し提案をいたします。そこで、お伺いをいたします。

1つ目に、登山コース・ハイキングコースの策定、遊歩道の整備、地域の名所・史跡めぐりコースの策定のお考えはないのかどうかということで、お伺いをいたします。

2つ目に、町のお宝紹介マップ冊子の作成をしてはどうかということで、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、日野町を愛し、登山を愛するメンバーが集い語り合える場を持つことから、こういった登山の推進をできたらどうかというふうに思います。

以上の3つについて、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 地域の名所・史跡めぐり等のコースの策定と町のお宝紹介マップの作成についてのご提案をいただきました。

日野町にはたくさんのお宝や史跡がございます。こうした地域の観光資源により観光誘客につなげようと、今年度地方創生交付金事業を活用し、観光パンフレットの作成などを進めておるところでございます。また、現在日野町への着地型旅行の企画、実施を、地域おこし協力隊員の基本活動としてお願いをしており、活動の中で「日野行脚」と題してフェイスブックでも地域の史跡、寺社などの情報発信に取り組んでいただいております。ハイキングコースや名所・史跡めぐり等の設定、マップ的なものの策定につなげていければと考えております。

次に、山を愛する人たちと懇談してはどうかというようなことで、ご提案がございました。綿向山を愛する会をはじめとして、山を愛する方はたくさんおられるというふうに思います。そうした方との交流ということができれば、それはまたありがたいことだと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問させていただきますけど、担当課長に再質問させていただきます。この一般質問にあたりまして、何人かの方にご意見をお聞きした中での質問をさせていただいております。町の登山について語り合う集いの場をつくってほしいという、ぜひ協力させてもらいたいということも言われています。住民の方の町への熱い思いを大切にしたいという思いから、質問しているところでございます。

回答では、お話があればということで、相談に乗りたいということでございます。もう少し積極的なご回答をいただきたいかなというふうには思っていたんですけど、

改めて相談というか、この場で申し上げたいと思います。

冒頭にも話しました山登りがブームになっております。そうした中で、トレイルという言葉が流行になっているということでありまして、トレイルとは、森林や原野、里山などにある歩くための道のことで、こうした道を歩く速さで旅をするというのがトレイルということでもあります。現在、滋賀県の方でも、高島市の方で高島トレイルとか、余呉トレイルを設定して、登山者が増えているということでもあります。これ、資料も提供していただいているんですけど、こういったことにちなんで、日野町でも日野トレイルとか、綿向トレイルという設定ができないかという思いがあります、それには地域の山を熟知されています綿向山を愛する会さんを中心に、山を愛する方が集結して協力してのそういった集まり、協力が必要かと思えます。町の登山についての思いのある関係者の集いを、できればまた、町も協力をいただきながら、こういった場が今年度中に一度でも開催できればありがたいというふうに思うわけでございます。その辺で、町のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

結果、なかなか形ということにはなりにくいかなというふうには思うんですけど、私も微力でありますけど、何らかの協力ができればなというふうに思っております。

次に、もう1つ質問でありますけど、町の遊歩道を整備を考えてほしいという声も聞くわけですけど、町のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

もう1つ、地域おこし協力隊の活動の中で、ご回答にありましたハイキングコースや名所・史跡めぐりの策定の、マップ的なものを策定を考えていただいているということでもあります。ぜひその取り組みを進めていただきたいというふうに思えます。そこで、担当課の、ハイキングコースや名所・史跡めぐりの設定やマップ策定の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 齋藤議員の方から、まず山を愛する会、綿向山を愛する会を中心に、そのような町の振興につながるような登山のコースとか、そういうようなことについて、一度でも会合を開きたいということをご提案をいただきましたので、今後また検討の方をさせていただきまして、年度内に1回ということですので、またちょっとうちの担当の者と相談させていただきたいなと思えます。そのかわりそういうどこへ声かけするとかいうのは、またご指導いただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それから、遊歩道の整備ということをご提案いただいたんですけども、山道、現在綿向山につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、綿向山を愛する会の方たちのおかげで、登山道の整備も安全に歩いていただけるような形で整備も毎年していただいています。

ただ、いろんなところの山を全て町でというわけにはなかなかいかないので、例えば、里山整備というような手法とかもありますので、そういうようなことの中で、地元の方で、うちのこの山は何とかそういうような場所をつくって、たくさん来てほしいと。鎌掛の正法寺山なんかはそういうような形で、地元の方が正法寺山を愛する会ということで、いろいろ整備もしていただいておりますので、そのような形で、できたら整備の方はお願いしたいなというふうに思いますし、ご提案がありましたら、また教えていただけたらなというふうに思います。

あと、地域おこし協力隊の方で、今、町への観光客の誘客ということで、1つの素材としましては、史跡めぐりとかハイキングコースですね。そういうのについて、先ほど町長の方から言いましたように、フェイスブックなんかでこういう場所があるよということを発信しながら、自分で実際に現地を自転車などで回って、来ていただいているのが都会から来ていただいているという方ですので、第三者の目ということで、いろんな魅力ある場所を発見していただいて、そういうようなコースにつなげていただきたいなということで、当然、商工観光課としましても、地域おこし協力隊1人に任せてしまうんではなしに、協力しながらそういうコースづくりに取り組んでいけたらなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 先ほども、そういった会合を今年度中にできたらということのご意見もいただきましたので、本当にありがたいなというふうに思います。またそこ、ご相談させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。あと、そういった取り組みも含めてご検討いただけるということをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、要望といたしまして、どのような事業でも地域の協力がなくては行いうことができません。いかに地域の協力を得て、町の人材を生かし、活躍していただくかが重要かと思えます。宝があっても、その宝を磨き上げ、形にして生かすことが必要であります。情報発信する、ネットワークをうまく活用するならば集客につながる、ひいては地域振興や地域住民の健康促進にも役立つのではないかと期待しております。ぜひこの事業、ご検討いただき、進めていただきますことをお願いしておきます。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時45分から再開いたします。

—休憩 15時31分—

—再開 15時45分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

先ほど、私、12番議員のところの名前を読み間違えましたので、訂正しておきますので、失礼いたしました。

それでは、2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それではよろしく願いいたします。

まず、一般質問に入る前に、福祉課さんにおきましては、6月議会の委員会にて要望しておりました、桜谷学童保育所さんらんぼの渡り廊下部分の雨や風の吹き込みを防ぐ防風壁、今議会にて補正予算に上げていただいているようで感謝いたします。昨日も議会の帰りに学童に立ち寄り、指導員の方とお話しさせていただきましたら、大変喜んでいただいております。また、教育委員会さんにおきましては、かねてより要望が出ておりました東桜谷公民館ホールのエアコンの片ぎき問題ですが、こちらも早急なご対応をいただき感謝申し上げます。その後、大分改善されてきているようです。今後も引き続き、さらに暮らしよいまちにしていこうためによりよくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、2項目、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目ですが、原種日野菜振興への取り組みについてです。

約500年前に蒲生貞秀公により発見、栽培され、当町の特産品となっている日野菜ですが、鎌掛には来年度新しい加工場も完成し、町としてもその生産普及をバックアップしていただいているわけですが、日野町産の日野菜のさらなる振興に向けての取り組みについて、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、1点目ですが、ここ数年の町内での日野菜栽培面積、生産者人口、反収、加工しない生の日野菜の出荷量、また、漬物と加工品としての出荷量の推移を教えてください。また、京都市場に持ち込まれる日野菜の年間量と、その中で日野町産原種日野菜の量および全日野菜に占める日野町産の割合を教えてください。さらに、時期によっても異なるでしょうが、県内最大の日野菜産地となっている草津市産の日野菜と当町産日野菜の取引価格の差を教えてください。

2点目ですが、農業再生協議会や町により、日野菜の生産に対する補助制度が設置されていますが、これらの詳細を教えてください。また、商工会、JA、日野町、県の東近江農業農村振興事務所などで組織する日野菜調整会議は、日野菜の地域ブランド化に向けどのように連携し、どのような活動をされているのかも詳しく教えてください。

3点目ですが、原種日野菜DNAの栽培保存に取り組んでいただいている深山口日野菜原種組合の皆さん、日野菜の栽培やその加工に中心となって尽力くださっている鎌掛地区の皆さんをはじめ、町内の日野菜農家の皆さんは、情熱と使命感を持

って日野菜や日野菜漬けの生産に取り組んでいただいております。ですが、その労力に見合った対価を得られるに至っていないという声を、日野菜生産に携わっている農家さんからお聞きいたします。また、京都市場に持ち込まれる日野菜の生菜は、圧倒的に三重県産や草津市産が多いとお聞きします。このような状況を改善していくことが急務と感じますが、町として、原種の価値観を高め、原産地であることをPRするために、どのような活動を行っておられますか。今後さらに原種日野菜を普及するために、どのような計画をお持ちですか。

以上の3点について、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 日野菜の振興の取り組みについて、ご質問いただきました。

これまでそれぞれの関係者のご努力下、原種の種子から生産、加工と受け継いでいただいていることに感謝申し上げるところでございます。来年度にはJAの新しい日野菜加工場ができれば、さらに振興を図ることが期待され、町も支援してまいりたいと考えております。

まず、JAグリーン近江に出荷されている日野菜生産のここ数年の推移でございますが、平成23年度から平成27年度まで申し上げますと、生産面積は4ヘクタールが5.2ヘクタールに、集荷量は37トンが42トンとなり、生産者は40人、日野菜漬けは約5万袋で推移をいたしております。日野町産の日野菜の京都市場への出荷はございません。また、草津市産の日野菜と日野町産日野菜との価格差については、草津市産の施設栽培の日野菜が本年11月出荷で1キログラム当たり約220円の市場取引価格であったと聞いており、一方の日野町の施設栽培の日野菜のキログラム当たりのJA取扱価格は、最高250円でお荷をされております。

次に、日野菜の生産に対する補助金については、水田で生産される日野菜には日野町農業再生協議会からの産地交付金が10アール当たり4万7,000円交付され、畑で生産される日野菜には日野町から補助金を10アール当たり5万円交付をしております。また、日野菜振興会議につきましては、生産者やJA、農業委員会、地元鎌掛運営会、商工会、県農業農村振興事務所、町農林課などの関係者が集まり、日野菜に係る情報共有や意見交換などの振興を進める会議を開催しており、さらに毎月の担当者による日野菜調整会議を開催し、イベントへの共同出展やブランド化に向けたGIマークを取得するための地理的認証制度の検討など、協議を重ねているところでございます。

次に、日野町で生産される日野菜は、原種の種子から栽培されており、ほどよい風味とほろ苦さがあります。町ではJAや生産者とともに出展する展示商談会でもこの特性をPRしており、多くの業者に興味を持っていただいております。

こうした取り組みにより、日野菜の販路の安定と拡大が図られ、生産振興につながるものと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、ご答弁お聞きしておりますと、平成23年度から27年度までの推移で、生産面積が4ヘクタールから5.2ヘクタールに、生産者は40人に、集荷量が37トンから42トンに、日野菜漬けが5万袋ということで、この5年間ほどで少しずつではありますが伸びてきているようですが、ここに東近江農業農村振興事務所農産普及課さんの資料がございます。これをちょっと冒頭だけ読ませていただきますけれども、市場に出荷されている日野菜は、肌がなめらかで漬物加工時の歩どまりもよい。ハウス栽培（県内で年間250トン）のものが主流となっています。これに対して、日野町の日野菜の特徴であるえぐみは、加工業者にとって季節変動があり、味の均一化が支障となり、品質面でマイナス評価となり、市場価格が半値以下と低迷しています。現在、日野町で栽培された日野菜の県内シェアはわずか6パーセントと低く、生産者の高齢化により、栽培面積と販売先が減少している、まだ続くわけですけど、このように資料が出ております。

こうして数字で見ると、改めてショックを受けてしまい、普及活動とともに生産者さんや生産面積の拡大が急務と感じます。鎌掛の方にお話を伺っておりますと、一畝運動などで新しい日野菜生産者の育成などにも力を注いでいただいているとのことですし、対中議員のお話では、日野菜栽培に取り組む人がいれば、鎌掛の方が現地まで行って指導にあたっていただけるとのことです。日野菜の生産普及に携わる方々の情熱をひしひしと感じるわけでございますが、先ほどの町長の答弁に出てきましたG Iマークというのは、確か地理的表示法に基づいたマークだったように思いますが、これについて、その取得に関する条件や手続、また、取得した場合のメリットなどについて、もう少し詳しく教えて下さい。

また、原種日野菜の種子の保存、栽培にご努力いただいております深山口の方々にも、本当に頭が下がる思いであります。そういった皆様のご努力がきちんと報われるよう、日野菜漬けを購入して食する人にとって、原種日野菜というものの価値観がちゃんと伝わっているのでしょうか。実際、京都などに出かけたときに料理屋さんでお食事をしますと、桜漬けが出てくるのがよくありますが、ほとんどの場合、日野町産の原種日野菜ではない、苦みやえぐみのない改良された日野菜が出てきます。見た目も大根のようなといいますか、日野町で暮らす私たちにとっては、これはとても残念なことでもあります。

議事録を見てもみますと、元町会議員の荒川武雄さんが、平成19年の12月議会や平成21年の6月議会でも、日野菜普及のために日野菜音頭や日野菜体操を考案しては

どうかとおっしゃっていますが、現在、町内の各小学校でも、日野菜への知識や愛着を深めるための教育に取り組まれていることもあり、町民の意識としては、日野菜振興に向けてかなり高まってきていると思います。ですが、町外の方や県外の方々に向けて、原種日野菜の価値観を理解していただくための、さらなる手だてはないものでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 後藤議員より再質問いただきました。日野菜のさらなる普及ということでございます。

まずはじめに、いろいろと数値を言っておきまして、今の日野町の日野菜が確かに原種であるがゆえの特性でございまして、草津で栽培されている日野菜とは違います。草津産はハウスを基本とされた4作体系で、日野菜だけではなくて、ほかの野菜と組み合わせたセットで経営としてやっておられると。原種は一度使ってみただけでも、やはり生育期間が長くかかるということで、その4作に間に合わない。そういったことで違う種を、日野菜の種を使っておられるそうです。さらに、まっすぐ伸びるというような品種を使われているというところでございます。

したがって、独特のえぐみ等が抜けているというようなことにはなっておりませんが、圧倒的な生産量によりまして、市場の方には草津産が多くなっているというところでございます。

そういったこととあわせて、生産者の日野町での数、また生産量、そういうことを考えますと、随分前ではありますけれども、こういった議論はされておられまして、関係者の中で、草津産に対抗して、日野町の日野菜が市場に独占するような生産を確保していこうというようなことではなくて、日野町の独特なえぐみのある日野菜漬けをつくっていこうと。JAさんを基盤として日野菜漬けをつくっていこうというのが基本スタイルで行こうというような取り組みに変わってきたところでございます。

そういった中で、今ちょうど加工場ができるというところで、今後は生産の基盤をつくっていかなあかんというのが、今一番に言われているところでございます。先日も関係者の中で会議をしましたところ、本当に播種はできるけれども収穫は本当に手間要るんやと。そんなお話をする中で、なかなか機械化もしにくいというようなご苦労のお話をいただいたところでございまして、そういった中で、鎌掛さんでは一畝運動というところで新たな生産者を、うまくこれまでの培ってこられた生産者の方の技術を伝えながら、生産者を増やしていこうという取り組みを始めていただきましたことに、本当に感謝しているところでございますし、また、もう一方で、もう少し労働力を広く活用できないかという面で、生産組合、いわゆる農事組

合法人でございますけれども、ましてさんの方で、法人の中で1つの野菜の経営として取り組んでいただいているということで、少し広がりが増えてきた。それと、ほかの地域でも日野菜の栽培を徐々に増やしていただいているということで、本当にありがたいことだと思っております。ますます町も県も、いろんな面で支援をしていかなあかんということで、毎年そういった会議で、研修会も含めまして対応させていただいているところでございます。

もう1点、G Iマークのことでご質問いただきました。地理的認証制度というところでございます。基本的には、今、日野菜の漬物で多くの生産をしているわけでございますけれども、漬物加工ではなくて、生の日野菜に対する認証制度というところでございます。日野町の名前が、日野という名前がついた日野菜でございますので、そのまま日野菜という言葉が、日野菜という名称が認証として認められるかということ、ちょっと難しく、例えば、頭に原産地日野町日野菜とか、何かこうつけ加えた中で認証をとっていくと。で、マークをその生の日野菜に、それぞれ認証マークをつけていくということで、一定、日野町が原産地であるというようなメリットで求められることが多くなるのではないかとこのところでございます。

ただ、いろいろとそれに対しましては、一定の栽培基準を設けて、同じ原種を使って、同じ栽培技術でつくっていくという、そういった条件がございますので、今アドバイザーの方に日野町へ来ていただきまして、いろんなアドバイスをいただいているというようなところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） このG Iマークにつきましては、やはりブランド化をしていくという上で、他と差別化を図るということでも、非常にメリットがあるのではないかと私も感じております。

私も日野菜についての知識というのが、正直言ってあまりございませんでしたので、先日から藤澤課長、また、吉澤参事にいろいろ教えていただきまして感謝しているところでありますけれども、ぜひ、この日野菜振興のためにも、G Iマークの取得に向けて、さらなるご努力をしていただければというふうに思います。

再々質問をさせていただきます。

日野菜のPRであるとか、生産者の拡大、こういったものについて取り組みをしていただいているわけですし、原産地の日野町で暮らす一町民としても感謝しているところでございますが、今年、日野小学校の生徒さんたちが議会を訪問され、いくつかのグループに分かれて町への要望事項などを話し合いましたときに、私が受け持っておりましたグループでは、日野菜をモチーフにしたゆるキャラをつくり、がもにゃんのようにさまざまなイベントに参加させてほしいとの意見が複数のお子さんから出ておりました。また、しゃくなげ大使のように日野菜大使を毎年選び、

日野菜を宣伝してもらいたいというお子さんもいらっしゃいました。

このような意見を聞くにあたり、小学生さんにまで日野町の特産品としての日野菜が浸透しているのだなど、非常に感心、また感銘を受けると同時に、小学生さんまで日野町の日野菜の知名度向上の必要性を感じていらっしゃるのかと、若干ショックを受けた次第でもございます。

私事でございますが、私は兵庫県出身ですが、兵庫県では電車の車窓から見える山の中腹や、国道沿いの空き地など、至るところに「丹波の大納言」や「但馬牛」などの看板が設置してございました。日野町でも、ここが原産日野菜発祥の地である旨のPRを書いた看板をそのような場所に設置いたしますと、日野町を通過するだけの人にもアピールできるように思いますが、いかがでしょうか。また、先ほどご紹介いたしました小学生さんの意見なども、純粋な頭で考えた町民の声として参考にしていただけたらいかがでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ご提案いただきましてありがとうございます。

まず、小学生さんからのいろんなご意見があったということで、日野町の小学校の方では、ほとんどの小学校さんで日野菜に関する授業を取り組んでいただいているということで、本当に学校を挙げて、伝統野菜を1つの授業の中で栽培から食するところまでされているということで、それはそれで一定の、日野菜というものが日野町の伝統野菜であるという教育がうまく伝わっていったのかなというふうに、ありがたいなと思っております。毎年、漬物加工場見学、それから鎌掛の日野菜の長野団地まで足も運んで勉強もされているというところでございます。

そういったところで、鎌掛の長野団地のところに、今年度、原産地であるということで由来を記載しました大きな日野菜の看板を設置させていただいて、あわせて一畝運動なり、栽培者の拡大もしていこうということで、今年度、町の方の助成で地元の方で立てていただいたというところでございます。

PRにつきましては、いろんな日野にかかわる関係する方々がたくさんおられまして、毎年会議も開いておりますので、そういった方々からのご意見を伺いながら、いろんなPR方法あるかと思っておりますので、町の方も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 鎌掛の方には、日野菜の原産地であるという旨のPRの看板が立ててあるということで、それはそれでまたありがたいことであるというふうに思います。ですが、ぜひ国道307号から見える、例えば山の中腹でも結構ですので、そういったところとか、電車の車窓から見えるような場所にも立てていただきました

ら、本当に通過する車から見ているだけでも、だんだんそういった意識がいろんな方に定着していくのではないかと思いますので、ぜひ一度ご検討いただければというふうに思います。

また、私事で恐縮ですけれども、私、趣味で料理をつくるのが好きでして、インターネット上のレシピ検索サイト、クックパッドをよく閲覧いたします。昨日、試しにクックパッドの検索窓に「日野菜」と入れて検索したところ、日野菜を使った料理のレシピが51件も登録されていました。今や日野菜は全国ではそれだけ知名度があり、愛されているわけであります。ですが、そのほとんどが他の地方で栽培されている日野菜であることは、本当に残念でなりません。ぜひ、今後とも効果的なPRを企画していただくようお願いさせていただくとともに、現在の補助金制度以外にも、日野菜生産者がその労力に見合った対価が得られるような施策を心からお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですが、今回の一般質問は、高齢者問題を扱った内容が非常に多いように思いますが、私も高齢者問題にかかわることとなります。買い物難民対策についてお尋ねしたいと思います。執行側の皆さんと議員の皆さんには、資料を添付させていただいておりますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

経済産業省の「買い物弱者対策支援について」を見ると、買い物難民とは次のように定義されております。流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地などで見られ始める。経済産業省では、60歳以上を対象にした調査において、買い物に困難を感じている人の割合に、60歳以上人口を掛け合わせ、その数を700万人程度と推計。2016年時点ですけれども、今年ですね。また、全国的に見ると、夫婦とも65歳以上の高齢世帯で、医院、病院まで1キロ以上かかるのは20.8パーセントです。高齢者世帯、ひとり暮らしも含むわけですけど、には、居住地の周囲1キロ以内に生活インフラが存在することが求められているものの、その環境の整備はコストなどの関係でなかなか難しく、移動巡回タイプのインフラを提供する方法もありますが、自治体だけでは手に負えない状態にあるのが現状です。

そこで、当町でも問題になってきている買い物難民対策について、お尋ねいたします。

1点目ですが、当町では、町営バスやデマンドタクシーなどが運営されていますが、立地、生活環境や身体能力の面でこれらを利用しづらい高齢者さんたちは、町全体で何人ぐらいいらっしゃいますか。また、その方々を町は具体的に把握しているのでしょうか。

2点目ですが、こちらのグラフをちょっと見ていただきたいんですけども、こ

れは皆さんにお配りしている資料にあるグラフです。内閣府の調査にて、60歳以上の方々に地域における不便な点をお尋ねした結果、最も多く指摘を受けているのが日常の買い物に不便を感じるという点です。この一番端にあるところですね。病院や医院への通院に不便よりも多いんですね。しかも、これは年を追うごとにその率が高くなってきております。今後さらに高齢化率が高まることは予想されますが、当町では、この買い物難民対策について、どのようなプランをお持ちでしょうか。

3点目、西桜谷の安部居地区では、バス停が急勾配を下った県道沿いに設置されており、これからの季節、積雪や凍結があると非常に困難な場所となり、住民の方が対策を切実に訴えていらっしゃいます。これも、もう1つの資料の方、写真の方をご覧いただきたいんですけども、安部居の中心地からずっとこの急な坂をおりてきまして、さらに下ったところに、県道沿いにバス停がございます。この場所は、冬季凍結などしておりますと、私が自動車で上がろうと思っても非常に怖い思いをする場所であります。交通手段をバスだけに頼っている方々に対し、弱者救済の見地から、町として何か対策を立てることはできませんか。

以上、3点について当局にお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 買い物難民対策についてご質問をいただきました。

町営バスやデマンドタクシーが利用しづらい高齢者の人数や実態についてでございますが、具体的なものについては把握はしておりません。

買い物難民対策についてでございますが、平成23年度から3年間、商工会が取り組まれたお買い物宅配サービス事業、お買い物バスの運行、また、本年度日野ギンザ商店街協同組合では、県の補助金を活用して宅配サービス事業を実施していただいております。また、フレンドマートにおきましては、お買い物代行・配達サービスや、お店で買われた重い荷物を自宅まで配達するというサービスを実施されておられます。今後、ニーズの把握や対応策について、商工会とともに検討をしていきたいと考えております。

次に、安部居地区のバス停等の対策・対応についてでございますが、以前より、集落からバス停までが急勾配であることから、自治会や運行業者と協議をしてまいりました。その中で、国道307号線側からの乗り入れについては、集落内の道路幅の関係で集落内を運行することができないため、地元で新たにバスの回転所用地を確保していただくことが必要となることから、そうしたことについて地元にお話をしてきたところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、町営バスやデマンドタクシーを利用しづらい方々の人数と実態については、

今のご答弁で、具体的に把握できていないとのご回答をいただきましたが、実態を把握していない状態で対策を立てることはできないと思います。

昨日も質疑であるとか山田議員の一般質問などへ、災害対策の話題が出ておりましたが、災害対策を例にとると、まず水害、地震、火災などの実態を把握し、それをもとにした分析があり、そして初めて対策が立てられるものではないでしょうか。少子高齢化問題についても、その対策を練るために、少子化になる原因、高齢化になる原因をいろいろと分析していらっしゃると思います。

今回お尋ねしている買い物難民は、全国に700万人もいらっしゃるかと推計され、当町でも今後どんどん深刻化していくことは目に見えております。区長さんや組頭さん、町代さん、民生委員さんなどに聞けば、各地区内の住民の買い物難民化しそうな方の事情は、すぐに把握できるのではないのでしょうか。もしも本気で実態を把握しようと思われていれば、いくらでも方法はあると思います。それゆえに、買い物難民という社会問題に対して、こういう言い方をすると失礼ですが、あまり深刻に受け止めていただいていないのではないかと感じてしまうのですが、いかがでしょうか。

また、平成23年度から3年間、商工会にてお買い物宅配サービスやお買い物バスの運行に取り組まれたとのお話でしたが、その結果、利用者さんからの評判や、お店の費用対効果から見た評価はいかがだったのでしょうか。また、そのサービスが、実際にお買い物に行きにくい方々にきちんと浸透していたのでしょうか。

そして、先ほど安部居地区の問題を取り上げましたが、これは安部居地区だけの問題にとどまるわけではありません。例えば鳥居平地区でも、鳥居平新田の方がバス停に出向こうと思えば、冬場にタイヤがスリップして毎年自動車事故が何件も起こるような急な坂道を、それも約500メートルほど下っていかなければなりません。そのような場所は町内周辺部にはいくらでもあり、デマンドタクシーというサービスもございますが、バスが通っていない地域が対象となっており、バスが通っている字に住んでいてもバス停まで出ていきにくい、または出ていけないような方は基本的には対象とされておりません。この点についての当局の見解もあわせてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま後藤議員の方からご質問ございました利用実態について、どのように把握をしようとしているか、していないのかというお尋ねでございました。

実際、利用実態として把握をそれぞれ個別にはしておりません。できていないというのが現状でございます。ただ、そこを、現状を全て把握するというのであれば、町としてバス停まで来れない人をどうするのかという、いわゆる公共交通とい

う部分から、若干そこへ入った福祉的な施策としてどうするのかという部分を、しっかり押さえていく必要があるのかなというふうに考えています。

今後、恐らく高齢者が増えてまいります。先ほどもお話ございましたように、車の免許を返納される、どちらかという、もう運転できへんようになったという方については、恐らくバス停まで行けない方が増えてくる可能性が非常に高いのではないかなというふうに考えています。そうしたときに、今の公共交通の体系が、じゃあそれをふくらましてそれぞれの家まで行けと、こういう話には恐らくならないだろうと。そうする場合にはどうしたらいいのかというところで、実際の話、いろんなところで取り組んでおられる事例から見ますと、やはり先ほども申しましたが、その地域と、それから福祉部門、もちろん介護部門との連携というのが非常に重要になってきますので、その辺の部分について、地域とも検討を一緒にしていかな、ちょっとできないのではないかなというふうに考えています。

それから、利用しづらいという部分についてでございますけれども、確かにバス自身が若干高いというのは十分理解しております、実を言うと、老人車を持っておられる方がおられるんですが、それをこう上げて、四つんばいに上がらんなんと、こんな現状があるということで、バスの方の会社と何か方法はないかなということでやらせてもらってるんですが、抜本的になかなかできないという部分と、それから、もう1つは、町のバスがあちこち変えながら行っている部分がございます、特に平子西明寺方面に行く場合に、若干坂が急勾配のところ、そこがするのではないかなという部分も含めて、ずっと今までの経過あるようでございます。

ただ、その辺についてはできるだけ解消できるように、今後物すごく低床の乗りやすいものに変えていかなんということも考えております。公共交通としては、あくまでもバス停を若干増やすとかということではできても、お家の前まで行くというのはなかなかできないもんですから、その辺については、先ほど申しましたように福祉関係の部門と、どのような対応ができるのかということも踏まえて、検討していかなんというように考えております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 後藤議員の方から、商工会が実施されました宅配サービスとお買い物バス、これらの利用者からの声というか、感想ということで町の方で聞いておるんですけども、お買い物バスの方は、一応1日に、朝お迎えに行つて、お買い物していただいて、あと、むべの木館という、前野口写真館があったところなんですけど、そこを休憩所がわりにして、そこで休憩しながら一緒に来られたほかの方とおしゃべりなんかして、そういう場所をつくりながらやっていただきましたので、随分と評判は、評判というか大変喜んでいただいたというようなことがあります。

一方で、宅配サービスにつきましては、こちらは商工会の方である程度メニューというんですか、今日はこういうものをということで、パンフレットというほどのことはないんですけども、そういうようなものを制作いただきまして、介護支援課さんと一緒に、買い物になかなか行きにくいと言われる方に、シルバー人材センターさんのお力を借りまして、見守りも兼ねて配達に行くというようなことをしていただいたんですけども、お買い物される方というのは、自分で見て、選んでというのが、やっぱり一番のお買物の楽しみかなということで、あまり評判はよろしくなくて、途中で、これではちょっともう採算というか、このままでは事業としては成り立たないなということがございました。

ですから、お買い物バスの方は人気があったわけなんですけども、ちょっとバスを運行するにあたりまして、商工会がそういう形で、お客様を乗せてお迎えに行ったりするというのが、無償ではあるんですけども、陸運局とかそういうところから言われますと、なかなかちょっとグレーな部分があるということでございまして、こちらの方も今後そういうようなニーズに応じて何らかの対応をしていかんなんなということで、現在では運行の方はされてないというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 後藤議員の方から再質問ございました。

高齢者の実態を把握すべきであるということでお話をいただきました。介護支援課として、これから高齢者の方が増えていくと。その中で、地域の中で安心して生活をしていてもらうということが必要でございますので、生活支援に関するアンケートを、一応今年度取り組むということで、今もご質問のあった買い物であったりとか、病院の通院であったりとか、そういう項目も入れて、今現在アンケートをやっております。結果については、まだしばらく時間がかかると思うんですけど、そのことについて、その結果に基づいて実態を把握し、また対応をできればというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） いろいろご答弁ありがとうございます。

今、介護支援課長からお話がありましたアンケートですね、結果が出てまいりましたら、ぜひご公表いただいて、それに基づく適切な対策などもとっていただきたいと思います。

それでは、再々質問をさせていただきます。

今回、私がこの買い物難民の問題を一般質問で取り上げさせていただいたのは、住民の方からの切実な相談を受けたからでございます。その方の地域では、三重県の伊勢からの行商さんと、旧蒲生町の食品スーパーさんの移動販売車が定期的に巡回して来てくれているそうで、食品自体はそこで購入していらっしゃるそうです。

また、字の中に乗り入れてきた移動販売車の周辺に、ご近所の人たちと集まり、おしゃべりをするのも楽しみの1つになっているそうです。

しかしながら、いくらご高齢になっていらっしゃるにしても、先ほど外池課長のお話にもありましたように、やはり、たくさんの種類の衣服や日用雑貨品を見て、その中から選ぶ楽しみ、そういったものも味わいたいし、また、孫が来るということになりますと、お菓子とか若干のおもちゃなども買っておきたい、そういう思いもあるわけです。ですが、移動販売車では食品しか、大抵の場合、扱っておりません。

その方は、たくさんの商品を見て、触れて、お店の人の説明を聞いたりしながら買い物をするという、言うなれば私たちが日常当たり前のこととして行っているような、こういうことがしたいと、そのようにおっしゃっていらっしゃいます。

先ほどの齋藤議員の質問や、今朝の堀江議員の質問の中にも、高齢者の免許証の自主返納のお話がありましたけれども、自動車というものの位置づけが、町なかと農村では根本的に違います。それは、この日野町内でも言えることで、町なかの人にとっての自動車は移動手段の1つです。ですが農村地帯において、自動車は移動手段のみならず運搬手段であり、また、田んぼや畑をする上での重要な仕事道具でもあります。例えば、コンバインやトラクターを自宅から田んぼまで運ぼうと思ったら、これは公道を通るわけですし、やはり免許が必要になってくるわけですね。そのような地域において免許証を返納するというのは、生活手段の大部分を失うことであり、それがいつかということ、結局、自分の足腰で田んぼや畑に立てなくなったときであります。つまり、先ほど安田課長がおっしゃったように、免許を返納するころには、バス停に行くにも簡単には行けないような状態になってからなわけなんです。

今、免許証返納を奨励するような動きがございます。まだ当町としては、免許証返納に対してこういった特典をつけるというのを町単独ではやっておりませんが、先ほど来の答弁をお聞きしておりますと、そのような方向で考えていらっしゃるようにも伺えます。行政としてその方々の足をどうしてあげるのかという、きちんとした対策を立ててあげないと、ただ返納を奨励する、これだけでは片手落ちというか、どこか無責任にも思えます。その点についての当局の見解も、あわせてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 再々質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

先ほどから申し上げますとおり、非常に難しい問題でございます。ただ、公共交通的に考えていきますと、最低限行けるところに行けるようにはしているという状況だと。公共交通よりも便利というか、車よりも便利なところというのは、日

本の中ではかなり限られてくるのではないかと考えています。

そうした意味で申し上げますと、全国的には多くのそういうところがございますけれども、できれば私どもとしましては、一度乗っていただいて、その不都合な部分をいろいろお話をいただけるという中で改善をする。今、その器しかないわけでございます。その中で、じゃあこれだけ利用が見込めるんだと、あるんだからこの需要に対して応えられるように、これだけふくらまそうよとか、そういう部分でないと、先ほど申しましたようになかなか動かしてもらえないというのが現状でございます。

ただ、押し込めようという思いではないので、今言いましたように、地域なりの要望、さらにうちの方の業者との話、そして財政的な問題も含めて、当然いろんなお話をさせていただいた上での話になりますけれども、そういう状況というしか今のところないものですから、また皆さんで知恵を出し合って、よりよい方向を見出していきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） すいません。私の先ほどのお話の中で、「片手落ち」というような言葉を使いましたけど、これ、不適切な言葉であったというふうに思いますので、ここで訂正をさせていただきます。申しわけございません。

今、お話をいろいろ伺っておりますと思いますのは、行政さんの抱えていらっしゃるさまざま問題というのは、何でもそうだと思いますけれども、ひとまとめで見えていけない問題が多いと思います。

特に、この高齢者の問題については、今、私が今回取り上げております買い物難民のお話にしても、買い物に行けない人も事情は人それぞれ違います。バスに乗れない事情も違いますし、それが高齢からくるものなのか、立地条件からくるものなのか、そういったこともやっぱり違ってきます。ですので、やっぱりまずは最初の一步として、実際にどういう状態なのかということ把握していただくことから始めていただくことが必要ではないかと思っております。

食品から衣服、日用雑貨まで、ありとあらゆるものを行商してもらうということは、業者さんにやってもらったとしてもこれは無理がございますし、行政として移動販売車を走らせるということは、これもまた現実的ではないかもしれません。ですが、顔の見える行政を自負する日野町ですから、逆に、行政側からも住民の実態をきちんと把握していただき、住民お一人おひとりの顔をしっかりと見ていただいて、真に困っている人がどこにいらっしゃるのかを突き止め、その方々がお店に買い物に行けるような方法が何かあるはずですよ。買い物は毎日ではありません。週に1回とか、月に何回とかいうものなのですから、そのような方々を日を決めて巡回するコースをつくり、車を走らせることもできるはずですよ。それなら、大きなバスでな

くても、普通乗用車でも可能であるかと思えます。高齢者が買い物をしたり、人と会って話をするということは、認知症の予防にもつながるとお聞きしたこともございます。できないとか無理から入るのではなくて、ぜひ、どうすればできるかから入って、知恵を絞っていただきたいと思えます。

本当に日野町の職員さんは優秀な方ぞろいで、お世辞抜きで私も敬服いたしております。必ずよい方法が見つかると思えますので、真にお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、最後になりましたけれども1問だけ、学童保育所問題について質問させていただきます。

昨年の4月から、子ども・子育て支援新制度が実施されました。放課後児童対策、いわゆる学童保育所を取り巻く環境は大きく変わってきております。子育て支援になくてはならない、そういった重要な施策となってきているわけであります。

新制度に基づき、日野町におきましても町の実施責任を明確にすることから、学童保育の設置と運営に関する条例が設けられました。その条例では、1つには、対象児童は小学校6年生まで、2つには、職員の資格は児童の遊びを指導する職員が1人、また、同時に一定の研修を修了した者、3つには、職員の配置基準はグループ40人に児童の遊びを指導する者1人と補助員1人、4つには、保育室の面積は1人につき1.65㎡等を基本として、開所日数や開所時間が定められたわけであります。

このように、以前からの地方自治体の努力義務から、今回の実施責任を明確にされるまでになってきたわけであります。私は、改めて今日までの到達点に至った学童保育の歩みをしっかり見詰め直すことが大切と思うわけであります。

ちょうど、滋賀県内に学童保育所が誕生して、はや45年を経過いたしました。日野町におきましても、30年前、放課後の子どもの居場所、毎日の生活の場の確保と子育てを目的にして、学童保育が当時のわらべ共同保育所を借りて始まったわけであります。当時、子どもたちのためとして有志で始められた学童保育所は、労働条件も環境面も厳しい状況でもあったわけであります。つまり、行政の支援の位置づけが乏しかったわけであります。指導員や保護者が連携して、学童保育を全小学校区につくろう、国や地方自治体の支援と位置づけを明確にせよとの粘り強い住民運動も続けてこられたわけであります。

そうしたもとの、今日では全国的にも大多数の市町村で、合計2万6,000箇所にあぶ学童保育所が設置されるまでになりました。もちろん、国や地方行政からの支援も行われるようになってきたわけであります。現に日野町におきましては、全ての小学校区に5ヵ所の学童保育所が設けられております。学童保育を利用する小学校

児童は全児童の25パーセント近くへのぼり、4人に1人は利用していることになってきているわけであります。

女性の就労の増加や、児童の放課後の生活の場の確保と児童健全育成にとって、学童保育のニーズは、幼児の保育所と同様に急激に高まってきているのであります。それに応える制度の充実が、何よりも重要性が増してくるものと私は思うのであります。

日野町は、この間、各学区での学童保育設置のための用地確保や建設の支援、小学校の空き教室の提供をはじめ、電気・水道料金の援助、家賃補助、準要保護家庭の減免補助、障がいのある子への助成などなど、町の取り組む姿勢を積極的にしていただいたことに改めて評価するものであります。さらにニーズに応えた学童保育の発展と拡充に努力いただくことを、改めて私は求めるものであります。

そういった立場から、次の2つの点について伺います。

1つは、ヒノキオの入所児童数が年々増加してきていることは、皆さんご承知だと思います。来年度は施設の基準よりオーバーすることが見込まれるわけでありませう。適正基準を遵守するための増設支援をぜひ求めたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

2つには、やはり学童保育というのは、環境に恵まれた施設での運営を図っていくことが特に大切であります。そのために、たちまち「ぴっこ」とか「わたムッキー」、この学童保育所の整備についてお考えをお伺いしたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 学童保育所についてのご質問をいただきました。

まず、日野小学校区学童保育所ヒノキオの入所児童数は、ご指摘のとおり増加をしております。近い時期に施設の拡充が必要な状況になっていると考えております。施設の拡充にあたりましては、用地の確保が必要となりますし、学童保育所は、児童の安全面を考えると小学校から近く、できる限り現施設から近いことなども運営の上で大切なのではないかと、こういう課題もあるわけでございます。関係者と協議を進め建設場所を確保し、早期に事業が実施できるよう取り組むことが必要と考えております。

次に、南比都佐小学校区の学童保育所「ぴっこ」、西大路小学校区の学童保育所「わたムッキー」についてでございますが、ここは既存の施設を活用して運営をいただいているところでございます。今後、児童数がどのように推移していくのかなども考慮しながら対応を考えていく必要があるのではないかと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、何点か質問させていただきます。

1つは、一番最初のヒノキオの問題であります。このヒノキオにつきましては、もう皆さんご承知のとおり、23年前にギンザの表通りで始まったのが皮切りで、それから具体的に個人の敷地内のプレハブがされました。そして、ちょうど16年前に、日野の小学校のプールの横にできたわけであります。私もそのときかかわった覚えがあるわけでありましてけれども、この中で、特に言われていることは、現施設というのは、現施設もそうでありましてけれども、やはり小学校に近いところで、また安全性と環境にも配慮される、そういった場所で、遊び的なそういう場も含めた、そういうところが求められるわけであります。

そういった意味から見て、ぜひ今現在、ヒノキオさんがちょうど6年ほど前に新たに増設もされました。これに対して町も補助をしているわけでありましてけれども、さらにこれをオーバーしてきて、現在では117という、基準の数よりも増えてくる可能性は、もう来年120は超える、そういうところまで来ているわけでありまして。そういった意味で、1日も早くそれを実現していくことが必要ではないかなと思いますし、当然、学童の連絡協議会の方からも、そういった要望がなされていると思っておりますけれども、ぜひ1日でも早くやる、そのためには用地の確保も必要だということ、先ほど町からも、答弁からはありましたけれども、今現在あの地域を見ておりますと、フェンスで囲んでおられる郵便局の敷地ですか、そういった分もあるわけでありまして、今後こういった方向でされようとするか、ぜひ、いつをめどとされようとするか、その点についてひとつ聞かせていただきたいと、このように思います。

それから2つ目の問題でありますけれども、特に、「ぴっこ」と「わたムッキー」、この2つは先ほども答弁にありましてとおり、既存の施設を使っているというところに1つの特徴があるわけですね。桜谷のさくらんぼは、ちょうどこの3年前に桜谷小学校の空き教室を提供されたわけでありまして。全国的にも、学童保育所は空き教室を使っているところも十分あるわけで、そういった意味で、できれば学校となじめる地域、施設に近いところということで、空き教室もいいわけでありましてけれども、今現在のところ、「ぴっこ」にしても「わたムッキー」にしても、学校の空き教室でなくて、既存の農協の施設とか公民館の施設を使っておられるわけでありまして。これは当然老朽化もなされてきていることは、もうご承知だと思いますし、使い勝手がなかなか悪い分はあるわけですね。

現実、確かに「ぴっこ」とか「わたムッキー」の学童保育所に行きますと、すごく明るくて、よく言われます住めば都みたいな、そんな感じがするわけでありましてけれども、やはり根本的な施設、環境の整った施設につくり変えていくということは必要かなということをおもうわけですね。そういった現状、現在のこの施設に対して、

町の方はどのように考えておられるのか、ぜひお伺いしたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） ここで、会議時間の延長をいたします。

福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） 学童保育所につきまして、再質問いただきました。

現在のヒノキオの状況は大変厳しい状況というふうに伺っております。現在、保育所において大変たくさんのお子さんを受け入れているわけですが、保育園に行かれていますということは、そのまま学校に行かれますと、学童保育所が当然必要になってくるというふうな認識をしております。

そんな中で、ヒノキオにつきまして、現在、場所の確保について動いているわけでございますけれども、やはり運営される上で、現施設から近いところである、また、できれば学校の敷地内であること、また、できれば学校の近くということであると、道からは、学校の敷地からは道はできたら渡りたくないなど、いろいろとご要望はいただいております。

先ほど議員も、郵便局の敷地ということもおっしゃられましたが、そういうことも含めまして、現在、確保に向けて動かしていただいております。めどにつきましては、今確実にということは申し上げられないんですけれども、できれば来年度中には着工できるようにというふうな意気込みは持っております。

しかし、その他につきましては今後の状況によりますので、今後できるだけ早い時期にというふうに頑張っていきたいと思っております。

また、「ぴっこ」「わたムッキー」につきまして、大変、JAと旧の公民館ということで、古い施設を利用をいただいております。桜谷小学校は空き教室があったということで、そのことが利用できたわけですが、なかなか西大路と南比都佐につきましては、そのあたりは厳しいというふうに教育委員会からもお聞きをしております。

そんな中で、今後につきましては、子どもさんの人数の動向ということもございしますが、できれば既存の何らかの施設が利用できることが一番いいんですけれども、そのあたりにつきましても、役場内、関係各課、いろいろとご意見聞きながら、何らかの施設が利用できないのか、いろいろと各方面から考えながら今後進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） 一番、ヒノキオの関係で、ぜひ意気込みを実現していただくように、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

若干心配しますのは、どうしても皆さん送り迎えであそこに、下のところに百何人のお子さん、児童を迎えに車が絶えず出入りするわけですね。そういった意味

で、駐車場的な分が相当混む部分がありますので、その駐車場問題について、もしお考えがありましたら、ぜひ聞かせていただきたいなど、このように思います。

それから、「ぴっこ」とか「わたムッキー」につきましても、確かにそれなりに老朽化もされているという話も聞いているし、使い勝手が悪い部分も若干あるわけです。応急的な処置として、現場から上がってくる声を、ぜひつかんでいただきたいなど思います。

例えば、わたムッキーの西大路の学童保育所なんか見ると、昔の農協の扉です。ガラスの押しドアで出入りするわけで、相当力要るわけですね。あれは普通、ころころと開けるようなものがないのに、これはなかなか大変だなと思うし、そして、こちょこちょぐるっと回っていかんならん、そういった部分があるわけです。そうしたこともあるし、いずれ、わたムッキーの方も、夏場、長期休暇の学童保育をあそこでもやろうということ、特に農協の施設の2階でもやろうという話も、ちょっと若干考えておられるという話を聞いたわけでありまして、そうすれば、そこを若干改修もしなければならぬ面もあります。そういった声が多分いろいろ今後上がってくるかなと思いますけれども、そういった、ぴっこにしてもわたムッキーにしても、現場の声が上がってきたところには最大限の努力をしてあげていただきたいという、そのことも最後に申し上げたいと思います。もしご回答がいただけるのであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） まず、ヒノキオの駐車場の問題でございます。今、A・Bとありまして、たくさん子どもさんが入っておられるわけですが、ここにもう1つ建つとなると、約200人を超える子どもさんということになります。今のあの狭い道路の中で、それだけの子どもさんの送り迎えということは、とても考えられる状況ではないというふうに考えております。

そのときには、親御さんの送迎につきましても小学校の体育館の方の駐車場をご利用いただき、そこからグラウンドを、ちょっとご不便をおかけしますが、渡って送迎をしていただくような考えを持っております。

また、「ぴっこ」ならびに「わたムッキー」の現場の声ということでございます。西大路のわたムッキーの扉のこと、また、長期休暇中のこと、また、南比都佐のぴっこにつきましても、少しくラックが入っている状況など、お声はいただいております。随時、そのことについては担当が対応もさせていただいておりますし、できる限り、そのあたりの現場の声というのは素早く対応できるようにと努めておりますので、また何かございましたら声を聞かせていただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） これで終わらせていただきます。ぜひ学童保育、今、日野町の中は、保育所の問題、学童保育、子育て問題が中心的な課題と、また、老人問題も大きな課題と言われましたけれども、ぜひ両方並行して進めていただきますことを最後にお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました13名の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、明15日は、午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会、16日には、午前9時から厚生常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、19日には、午前9時から人口減少対策特別委員会、午後2時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

12月22日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 散会 16時55分 —